

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
浜松市開発許可指導基準 令和 5 年 10 月 浜 松 市	浜松市開発許可指導基準 令和 7 年 5 月 浜 松 市	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）					新（赤字：変更箇所）					備考欄																																												
第 1 編 開発許可制度の概要					第 1 編 開発許可制度の概要																																																	
序章					序章																																																	
第 1 節 本基準の目的					第 1 節 本基準の目的																																																	
本基準は、都市計画法第 32 条、33 条における技術的な取り扱い基準を定め、円滑な開発許可制度の運用を図るものである。なお本基準は行政手続法第 5 条による審査基準として公表する。					本基準は、都市計画法第 32 条、33 条における技術的な取り扱い基準を定め、円滑な開発許可制度の運用を図るものである。なお本基準は行政手続法第 5 条による審査基準として公表する。																																																	
また、『第 3 章 第 1 節 開発区域内の排水施設に関する基準』、『第 7 章 地盤の安全等』については、都市計画法施行令第 36 条第 1 項イ、ロの許可基準、 <u>『第 7 章 地盤の安全等』については宅地造成等規制法の許可基準</u> としても位置付ける。					また、『第 3 章 第 1 節 開発区域内の排水施設に関する基準』、『第 7 章 地盤の安全等』については、都市計画法施行令第 36 条第 1 項 第 1 号 イ、ロの許可基準としても位置付ける。																																																	
以下において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、同法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）、同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）を、それぞれ法、政令、省令という。					以下において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、同法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）、同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）を、それぞれ法、政令、省令という。																																																	
第 2 節 開発許可制度の目的					第 2 節 開発許可制度の目的																																																	
（１）都市周辺部における無秩序な市街化の防止（都市計画区域を計画的に市街化を促進すべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分した目的を担保すること）					（１）都市周辺部における無秩序な市街化の防止（都市計画区域を計画的に市街化を促進すべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分した目的を担保すること）																																																	
（２）良質な宅地水準の確保（公共施設や排水施設等必要な施設の整備の義務付け等）					（２）良質な宅地水準の確保（公共施設や排水施設等必要な施設の整備の義務付け等）																																																	
（３）都市計画区域の内外を問わず適正な土地利用の実現…都市計画区域外における開発許可（1ha 以上）					（３）都市計画区域の内外を問わず適正な土地利用の実現…都市計画区域外における開発許可（1ha 以上）																																																	
第 3 節 開発許可制度の概要					第 3 節 開発許可制度の概要																																																	
（１）開発許可の要否					（１）開発許可の要否																																																	
開発行為を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、市長の許可を受けなければならない。					開発行為を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、市長の許可を受けなければならない。																																																	
①開発行為の規模が「許可不要の規模」に該当する場合					①開発行為の規模が「許可不要の規模」に該当する場合																																																	
②開発行為の目的が「許可不要の開発目的等」に該当する場合					②開発行為の目的が「許可不要の開発目的等」に該当する場合																																																	
なお、申請手続（申請書・添付図書等）は、開発許可申請の手引きのとおりである。					なお、申請手続（申請書・添付図書等）は、開発許可申請の手引きのとおりである。																																																	
ア 開発許可の対象区分					ア 開発許可の対象区分																																																	
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">開発許可関係</th><th>許可不要の開発目的等</th></tr><tr><th>許可不要の規模 注 1)</th><th>立地条件</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>1,000 m²未満</td><td></td><td>法 29 条第 1 項第 3～11 号</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td>— 注 2)</td><td>法第 34 条</td><td>法 29 条第 1 項第 2～11 号</td></tr><tr><td>都市計画区域外</td><td>その他の区域</td><td>1ha 未満 注 3)</td><td></td><td>法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)</td></tr></table>					区分		開発許可関係		許可不要の開発目的等	許可不要の規模 注 1)	立地条件		都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 未満		法 29 条第 1 項第 3～11 号	市街化調整区域	— 注 2)	法第 34 条	法 29 条第 1 項第 2～11 号	都市計画区域外	その他の区域	1ha 未満 注 3)		法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">開発許可関係</th><th>許可不要の開発目的等</th></tr><tr><th>許可不要の規模 注 1)</th><th>立地条件</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>1,000 m²未満</td><td></td><td>法 29 条第 1 項第 3～11 号</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td>— 注 2)</td><td>法第 34 条</td><td>法 29 条第 1 項第 2～11 号</td></tr><tr><td>都市計画区域外</td><td>その他の区域</td><td>1ha 未満 注 3)</td><td></td><td>法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)</td></tr></table>					区分		開発許可関係		許可不要の開発目的等	許可不要の規模 注 1)	立地条件		都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 未満		法 29 条第 1 項第 3～11 号	市街化調整区域	— 注 2)	法第 34 条	法 29 条第 1 項第 2～11 号	都市計画区域外	その他の区域	1ha 未満 注 3)		法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)	
区分		開発許可関係		許可不要の開発目的等																																																		
		許可不要の規模 注 1)	立地条件																																																			
都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 未満		法 29 条第 1 項第 3～11 号																																																		
	市街化調整区域	— 注 2)	法第 34 条	法 29 条第 1 項第 2～11 号																																																		
都市計画区域外	その他の区域	1ha 未満 注 3)		法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)																																																		
区分		開発許可関係		許可不要の開発目的等																																																		
		許可不要の規模 注 1)	立地条件																																																			
都市計画区域	市街化区域	1,000 m ² 未満		法 29 条第 1 項第 3～11 号																																																		
	市街化調整区域	— 注 2)	法第 34 条	法 29 条第 1 項第 2～11 号																																																		
都市計画区域外	その他の区域	1ha 未満 注 3)		法 29 条第 2 項第 1～2 号 (法 29 条第 1 項第 3～4 号、第 9～11 号)																																																		
- 1 -					- 1 -																																																	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																								
注 1)法第 29 条第 1 項第 1 号・政令第 19 条 注 2)開発行為の規模が 500 ㎡未満のものについては、法第 43 条第 1 項の建築許可で取り扱う。 注 3)法第 29 条第 2 項・政令第 22 条の 2 イ 2 つ以上の区域に跨がる場合の開発許可の扱い <table><tr><th colspan="2">区域の種類</th><th>開発許可が必要なもの</th></tr><tr><td>調整区域</td><td>市街化区域</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの</td></tr><tr><td>調整区域</td><td>都市計画区域外</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの</td></tr><tr><td>都市計画区域外</td><td>市街化区域</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの</td></tr></table> ウ 浜松市の土地利用指導との関係 浜松市では、市街化区域内 2,000 ㎡以上、市街化調整区域内 5,000 ㎡以上、都市計画区域外 2,000 ㎡以上の土地利用事業について、指導要綱である「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、審査基準を設けて審査・指導している。開発許可の諸申請は、同要綱に基づく手続きの後に進める。	区域の種類		開発許可が必要なもの	調整区域	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの	調整区域	都市計画区域外	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの	都市計画区域外	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの	注 1)法第 29 条第 1 項第 1 号・政令第 19 条 注 2)開発行為の規模が 500 ㎡未満のものについては、法第 43 条第 1 項の建築許可で取り扱う。 注 3)法第 29 条第 2 項・政令第 22 条の 2 イ 2 つ以上の区域に跨がる場合の開発許可の扱い <table><tr><th colspan="2">区域の種類</th><th>開発許可が必要なもの</th></tr><tr><td>調整区域</td><td>市街化区域</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの</td></tr><tr><td>調整区域</td><td>都市計画区域外</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの</td></tr><tr><td>都市計画区域外</td><td>市街化区域</td><td>以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの</td></tr></table> ウ 浜松市の土地利用指導との関係 浜松市では、市街化区域内 2,000 ㎡以上、市街化調整区域内 5,000 ㎡以上、都市計画区域外 2,000 ㎡以上の土地利用事業について、指導要綱である「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、審査基準を設けて審査・指導している。開発許可の諸申請は、同要綱に基づく手続きの後に進める。 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象に該当する開発行為の取扱い 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）における宅地造成等工事規制区域内（特定盛土等規制区域内も同様）で行われる宅地造成又は特定盛土等について、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発行為の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる（以下「みなし許可」という）ことから、別途に盛土規制法の許可を受ける必要はない。 また、都市計画法に基づく変更の許可又は軽微変更の届出、工事完了の届出、検査済証についても同様に、盛土規制法における同手続としてみなされ、別途に手続を行う必要はない。（盛土規制法第 15 条第 2 項 許可の特例、法第 16 条第 5 項 変更の許可等、法 17 条第 3 項 完了検査等、特定盛土等規制区域については、盛土規制法第 34 条第 2 項、第 35 条第 5 項、第 36 条第 3 項で同様に規定） なお、みなし許可となる工事であっても、以下の手続は都市計画法に基づくものとは別に、盛土規制法に基づく申請等が必要となる。 ・中間検査の申請（盛土規制法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項） ・定期の報告（盛土規制法第 19 条第 1 項、第 38 条第 1 項）	区域の種類		開発許可が必要なもの	調整区域	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの	調整区域	都市計画区域外	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの	都市計画区域外	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの	
区域の種類		開発許可が必要なもの																								
調整区域	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの																								
調整区域	都市計画区域外	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの																								
都市計画区域外	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの																								
区域の種類		開発許可が必要なもの																								
調整区域	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1,000 ㎡以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの																								
調整区域	都市計画区域外	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち調整区域の部分が 500 ㎡以上のもの																								
都市計画区域外	市街化区域	以下のいずれかに該当するもの ①開発区域が 1ha 以上のもの ②開発区域のうち市街化区域の部分が 1,000 ㎡以上のもの																								

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和５年１０月）（赤字：変更箇所　赤字+下線：削除）

第２編　技術基準
はじめに
１　技術基準の意義
●優良な宅地水準の確保
●公共施設の適正な管理…土地の帰属・管理協定の締結等
【関係法令】法第３３条第１項

２　技術基準の適用範囲
この技術基準は、許可を要する開発行為のほか、法第２９条第１項第３号に規定する開発許可を要さない開発行為についても準用するのが望ましい。
これらが許可不要とされているのは、開発行為の開発者が許可権者と同等又は準ずるものであることや、開発の目的が公益上必要なものであるということから、開発許可を経なくても必然的に技術基準に適合した開発行為がなされるとされているためである。
＜開発行為の目的及び規模による技術基準の適用区分＞　○が適用　×が不適用

技術基準		開発の目的		建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
		その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用
１	用途地域への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
２	道路、公園等の空地	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
３	排水施設	○	○	○	○	○	○	○	○
４	給水施設	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
５	地区計画等への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
６	公共公益施設	○	○	○	○	○	○	○	○
７	地盤の安全等	○	○	○	○	○	○	○	○
８	開発不適区域の除外	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
９	樹木・表土の保全	○	○	○	○	○	○	○	○
１０	緩衝帯（１ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	○
１１	輸送の便（４０ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	○
１２	申請者の資力・信用	○	居住用× 業務用 1ha未満× 業務用 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○
１３	工事施行者の能力	○	居住用× 業務用 1ha未満× 業務用 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○	○	1ha未満× 1ha以上○
１４	権利者同意	○	○	○	○	○	○	○	○

３　再資源材利用の推進
循環型社会の構築の為、工事に使用する基礎工、下層路盤、表層工等にはそれぞれ再生クラッシャーラン、再生路盤材、密粒度アスコン、熔融スラグ入り製品等の再生材料の利用促進に取り組むこと。

新（赤字：変更箇所）

第２編　技術基準
はじめに
１　技術基準の意義
●優良な宅地水準の確保
●公共施設の適正な管理…土地の帰属・管理協定の締結等
【関係法令】法第３３条第１項

２　技術基準の適用範囲
この技術基準は、許可を要する開発行為のほか、法第２９条第１項第３号に規定する開発許可を要さない開発行為についても準用するのが望ましい。
これらが許可不要とされているのは、開発行為の開発者が許可権者と同等又は準ずるものであることや、開発の目的が公益上必要なものであるということから、開発許可を経なくても必然的に技術基準に適合した開発行為がなされるとされているためである。
＜開発行為の目的及び規模による技術基準の適用区分＞
○印：適用　◆印：工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合は適用　×印：不適用

技術基準		開発の目的		建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
		その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用
１	用途地域への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
２	道路、公園等の空地	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
３	排水施設	○	○	○	○	○	○	○	○
４	給水施設	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
５	地区計画等への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
６	公共公益施設	○	○	○	○	○	○	○	○
７	地盤の安全等	○	○	○	○	○	○	○	○
８	開発不適区域の除外	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	○
９	樹木・表土の保全	○	○	○	○	○	○	○	○
１０	緩衝帯（１ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	○
１１	輸送の便（４０ha以上）	○	○	○	○	○	○	○	○
１２	申請者の資力・信用	○	居住用◆ 業務用 1ha未満◆ 業務用 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○
１３	工事施行者の能力	○	居住用◆ 業務用 1ha未満◆ 業務用 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○	○	1ha未満◆ 1ha以上○
１４	権利者同意	○	○	○	○	○	○	○	○

３　再資源材利用の推進
循環型社会の構築の為、工事に使用する基礎工、下層路盤、表層工等にはそれぞれ再生クラッシャーラン、再生路盤材、密粒度アスコン、熔融スラグ入り製品等の再生材料の利用促進に取り組むこと。

- 12 -

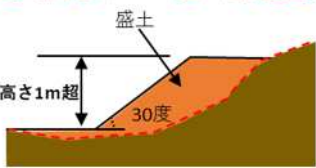
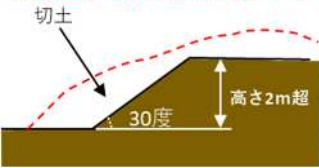
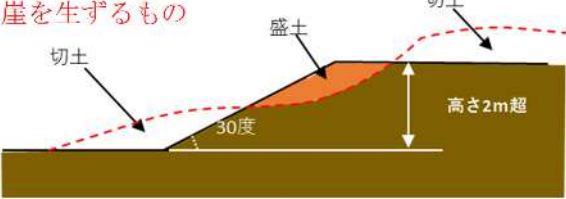
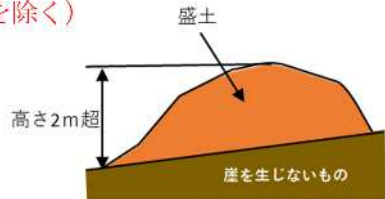
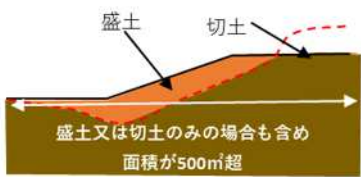
- 12 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

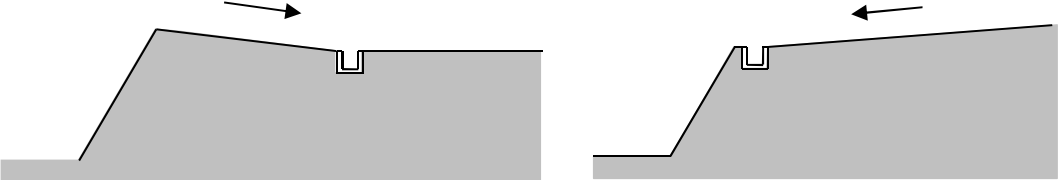
旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄															
第 7 章 地盤の安全等 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 7 号 第 1 節 地盤の安全等に関する基準 （1）基本事項 開発行為により造成する際においては、地盤の沈下、がけ崩れ、出水その他による災害の防止をするために開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁、又は排水施設の設置、その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。 この場合において開発区域<u>区域</u>内の土地の全部又は一部が下記の表に<u>揚</u>げる区域内の土地であるときは、同表の規定に適合していること。 <table><tr><td><u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域</u></td><td><u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u></td></tr><tr><td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 10 条第 1 項</u>宅地造成等工事規制区域</td><td><u>宅地造成及び特定盛土等</u>規制法第 13 条の規定に適合するものであること。</td></tr><tr><td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項</u>の特定盛土等規制区域</td><td><u>宅地造成及び特定盛土等</u>規制法第 31 条の規定に適合するものであること。</td></tr></table> 事業に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、切土、盛土、法面の保護、擁壁、軟弱地盤の対策について、適切な設計をする必要がある。そのためには、事前に土質調査等を行い、開発事業区域（必要に応じてその周辺区域を含む）の状況を十分に把握することが必要である。 土質調査については、建物の設計用に調査するスウェーデン式サウンディング試験等での簡易試験による対応も可とするが、義務設置擁壁の設置時や、簡易試験により軟弱地盤と想定される層が確認された場合については、標準貫入試験等により詳細の状況を確認すること。 また、設計に際しては、造成された宅地は優良宅地としても位置付けられることから、開発区域周囲のがけにより静岡県建築基準条例第 10 条（がけ条例）に抵触する区域が区域内に存しないこと<u>を原則</u>とする。	<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域</u>	<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 10 条第 1 項</u> 宅地造成等工事規制区域	<u>宅地造成及び特定盛土等</u> 規制法第 13 条の規定に適合するものであること。	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項</u> の特定盛土等規制区域	<u>宅地造成及び特定盛土等</u> 規制法第 31 条の規定に適合するものであること。	第 7 章 地盤の安全等 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 7 号 第 1 節 地盤の安全等に関する基準 （1）基本事項 開発行為により造成する際においては、地盤の沈下、がけ崩れ、出水その他による災害の防止をするために開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁、又は排水施設の設置、その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。 事業に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、切土、盛土、法面の保護、擁壁、軟弱地盤の対策について、適切な設計をする必要がある。そのためには、事前に土質調査等を行い、開発事業区域（必要に応じてその周辺区域を含む）の状況を十分に把握することが必要である。 土質調査については、建物の設計用に調査するスウェーデン式サウンディング試験等での簡易試験による対応も可とするが、義務設置擁壁の設置時や、簡易試験により軟弱地盤と想定される層が確認された場合については、標準貫入試験等により詳細の状況を確認すること。 また、設計に際しては、造成された宅地は優良宅地としても位置付けられることから、<u>開発行為の目的がその他（非自己用）においては</u>開発区域周囲のがけにより静岡県建築基準条例第 10 条（がけ条例）に抵触する区域が区域内に存しないこととする。 （2）盛土規制法等への適合 工事内容が盛土規制法等の許可を要する規模の場合、開発区域内の土地の全部又は一部が下記の表に<u>掲</u>げる区域内の土地であるときは、同表の規定に適合していること。<u>下表①及び②に該当する開発行為は盛土規制法の工事の許可を受けたものとみなされるため、本基準「第 7 章」と盛土規制法に基づく手引「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」に相違がある場合、「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の基準が優先されるものとする。</u> ただし、開発区域内の公共施設用地（公園、道路等）においては、盛土規制法の適用除外となるため第 7 章の基準が適用される。 <table><tr><td>①</td><td>宅地造成等工事規制区域</td><td>盛土規制法第 13 条の規定に適合するものであること。</td></tr><tr><td>②</td><td>特定盛土等規制区域</td><td>盛土規制法第 31 条の規定に適合するものであること。</td></tr><tr><td>③</td><td>津波災害特別警戒区域 （令和 7 年 4 月 1 日時点 浜松市内区域指定なし）</td><td>津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。</td></tr></table>	①	宅地造成等工事規制区域	盛土規制法第 13 条の規定に適合するものであること。	②	特定盛土等規制区域	盛土規制法第 31 条の規定に適合するものであること。	③	津波災害特別警戒区域 （令和 7 年 4 月 1 日時点 浜松市内区域指定なし）	津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。	
<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域</u>	<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法の規定による改正前の宅地造成等規制法第 9 条の規定に適合するものであること。</u>																
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 10 条第 1 項</u> 宅地造成等工事規制区域	<u>宅地造成及び特定盛土等</u> 規制法第 13 条の規定に適合するものであること。																
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 26 条第 1 項</u> の特定盛土等規制区域	<u>宅地造成及び特定盛土等</u> 規制法第 31 条の規定に適合するものであること。																
①	宅地造成等工事規制区域	盛土規制法第 13 条の規定に適合するものであること。															
②	特定盛土等規制区域	盛土規制法第 31 条の規定に適合するものであること。															
③	津波災害特別警戒区域 （令和 7 年 4 月 1 日時点 浜松市内区域指定なし）	津波防災地域づくりに関する法律第 75 条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。															

- 76 -

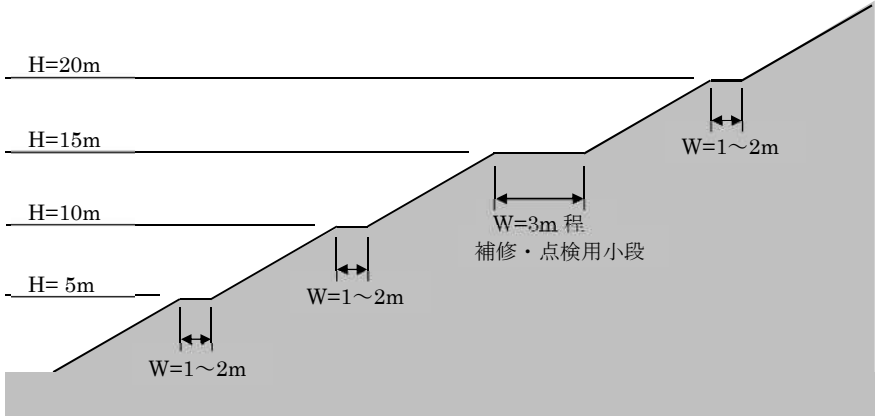
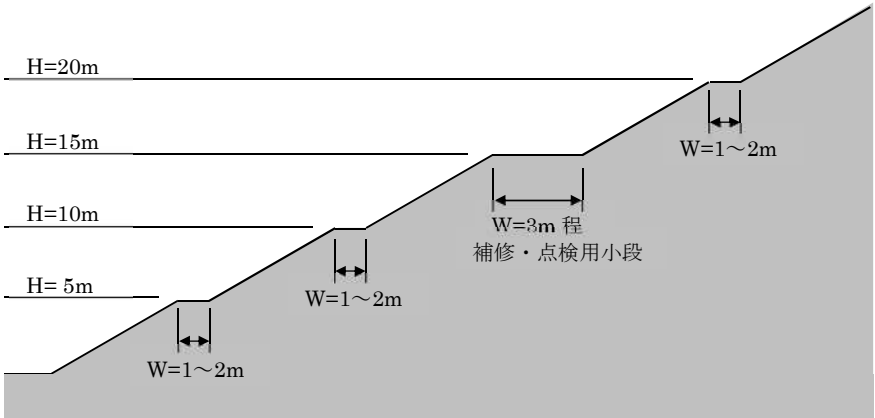
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
（2）軟弱地盤対策 【関係法令】政令第 28 条第 1 号 軟弱地盤が予想される土地において開発行為を行なう場合には、標準貫入試験等の試験を行い、土の置換え、各種のドレーン工法による水抜き等の対策工法を講じること。 軟弱地盤：地盤面下 10m までの地盤に以下のような土層が認められる場合 ①有機質土、高有機質土 ②粘土質において標準貫入試験で得られるN値が 2 以下、スウェーデン式サウンディング試験において 100kg 以下の荷重で自沈するもの、オランダ式 2 重管コーン貫入試験におけるコーン指数が 4kg f /c m²以下のもの ③砂質土において標準貫入試験で得られるN値が 10 以下又はスウェーデン式サウンディング試験において半回転数が 5 0 以下のもの、オランダ式 2 重管コーン貫入試験におけるコーン指数が 40kg f /c m²以下のもの	＜盛土規制法の許可を要する規模＞ 盛土規制法の許可を要する規模とは、盛土規制法における宅地造成等工事規制区域内（特定盛土等規制区域内も同様）で行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事を指す。 ○土地の形質の変更（盛土・切土） ①盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの  ②切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの  ③盛土と切土を同時に行い高さが 2m 超の崖を生ずるもの  ④盛土で高さが 2m 超となるもの（①③を除く）  ⑤盛土又は切土をする土地の面積※が 500 m²超となるもの（①～④を除く） ※30cm を超える部分に限る  「崖」とは地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいう。 なお、盛土規制法の許可を要さない規模の開発行為においても、宅地の安全性に関して、「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」を準用することが望ましい。 （3）軟弱地盤対策 【関係法令】政令第 28 条第 1 号 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 軟弱地盤が予想される土地において開発行為を行なう場合には、標準貫入試験等の試験を行い、土の置換え、各種のドレーン工法による水抜き等の対策工法を講じること。 軟弱地盤：地盤面下 10m までの地盤に以下のような土層が認められる場合 ①有機質土、高有機質土 ②粘土質において標準貫入試験で得られるN値が 2 以下、スウェーデン式サウンディング試験において 100kg 以下の荷重で自沈するもの、オランダ式 2 重管コーン貫入試験におけるコーン指数が 4kg f /c m²以下のもの ③砂質土において標準貫入試験で得られるN値が 10 以下又はスウェーデン式サウンディング試験において半回転数が 5 0 以下のもの、オランダ式 2 重管コーン貫入試験におけるコーン指数が 40kg f /c m²以下のもの	

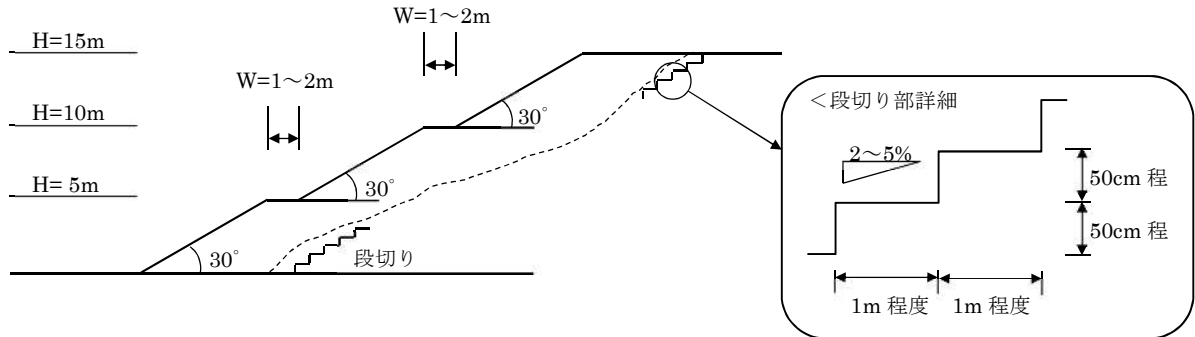
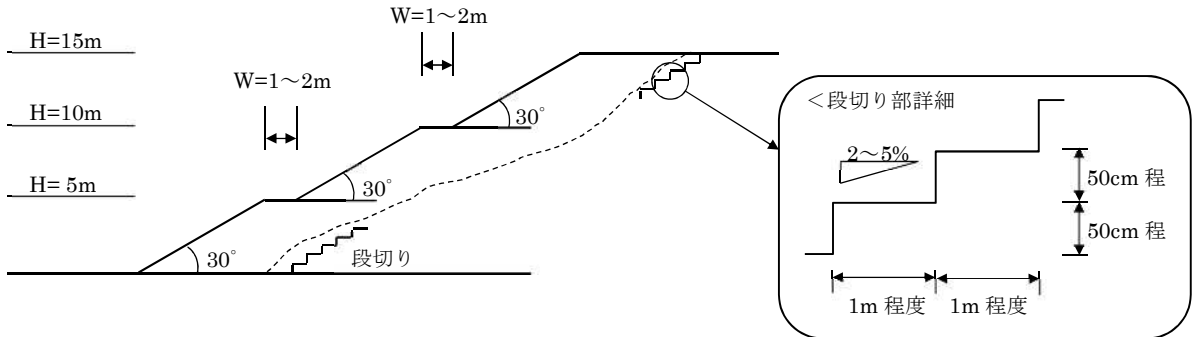
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
（3）がけの上端部に続く地盤面の処理 - 76 - 【関係法令】政令第 28 条第 2 号 がけの上端に続く地盤面はがけの反対方向に水勾配をとらなければならない。（例 1） なお、がけの反対方向に勾配をとることが物理的に不可能な場合においても、がけ方向に勾配をとり、がけの上端で地表水を一箇所に集め、堅溝を設ける等の措置をとることによって地表水をがけ下へ流下させる等、地表水によるがけ面の浸食、がけ地盤への浸透を防止する措置をとる必要がある。（例 2） <がけ上端の処理> （例 1） （例 2）  - 77 -	（4）がけの上端部に続く地盤面の処理 【関係法令】政令第 28 条第 2 号、盛土規制法施行令第 7 条第 2 項第 1 号 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 7 章」に準用すること。 がけの上端に続く地盤面はがけの反対方向に水勾配をとらなければならない。（例 1） なお、がけの反対方向に勾配をとることが物理的に不可能な場合においても、がけ方向に勾配をとり、がけの上端で地表水を一箇所に集め、堅溝を設ける等の措置をとることによって地表水をがけ下へ流下させる等、地表水によるがけ面の浸食、がけ地盤への浸透を防止する措置をとる必要がある。（例 2） <がけ上端の処理> （例 1） （例 2）  - 78 -	

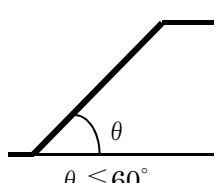
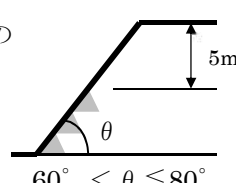
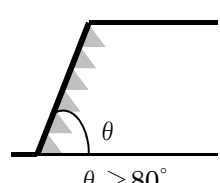
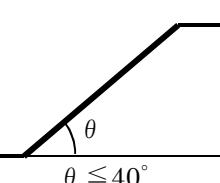
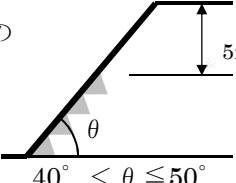
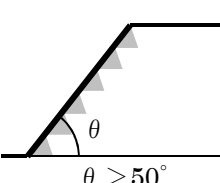
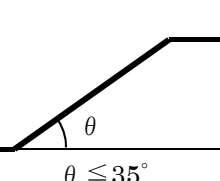
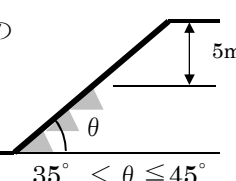
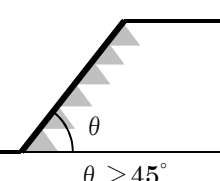
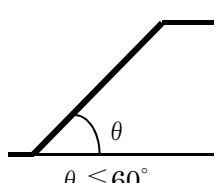
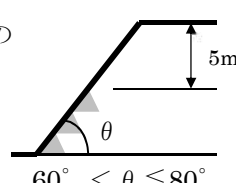
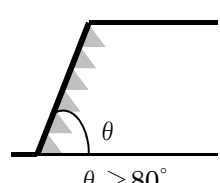
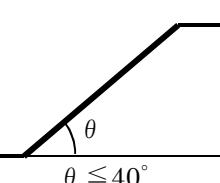
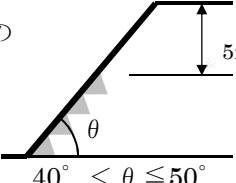
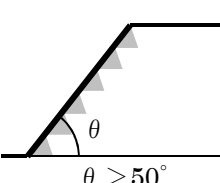
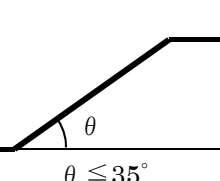
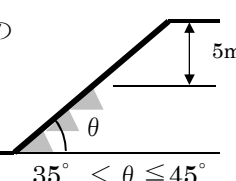
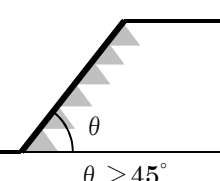
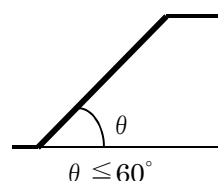
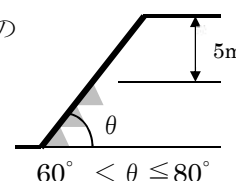
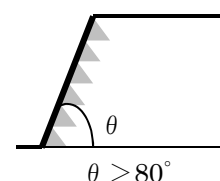
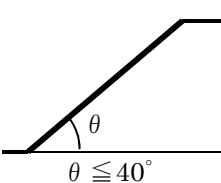
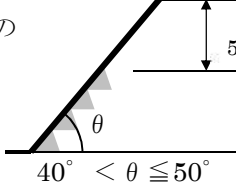
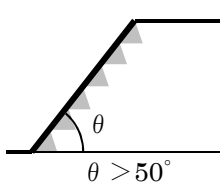
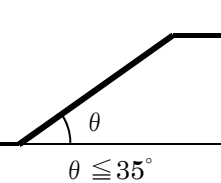
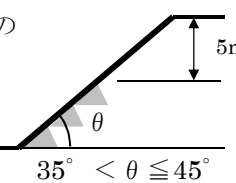
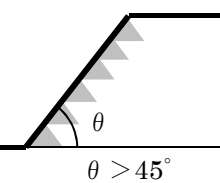
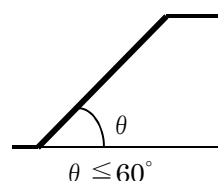
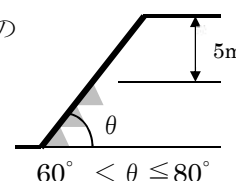
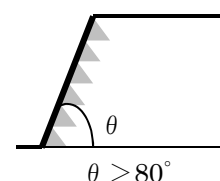
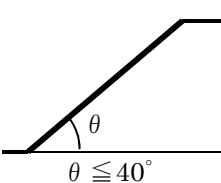
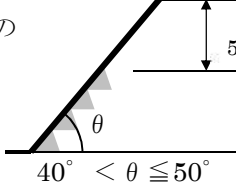
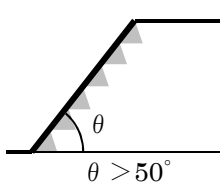
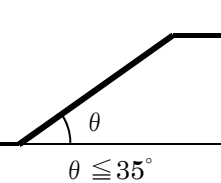
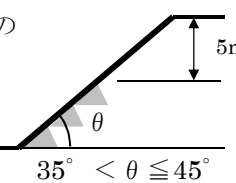
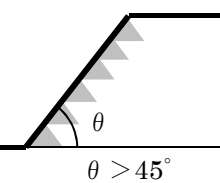
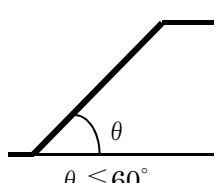
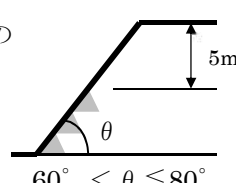
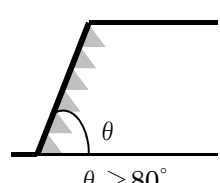
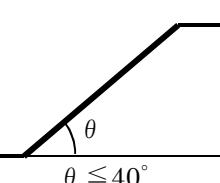
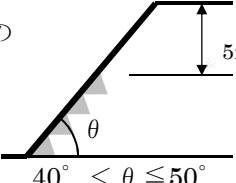
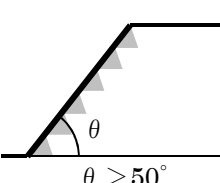
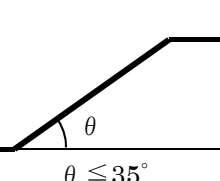
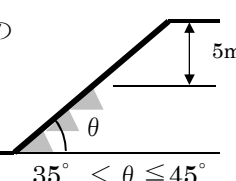
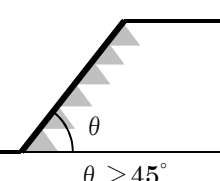
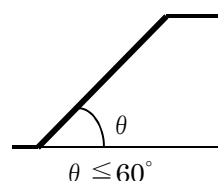
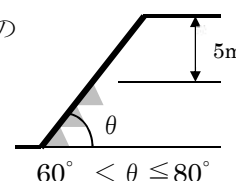
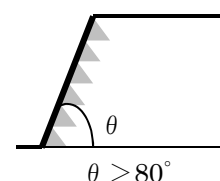
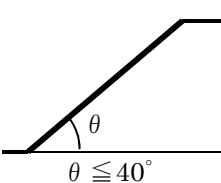
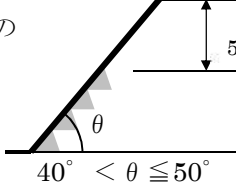
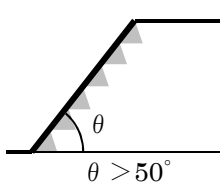
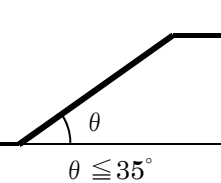
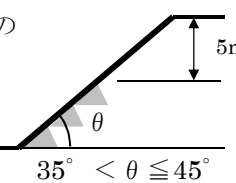
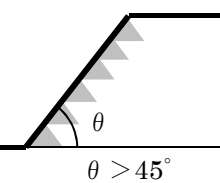
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
（4）切土 【関係法令】政令第 28 条第 3 号 ①切土後の地盤のすべり防止措置 「すべりやすい土質の層があるとき」とは、切土により、安息角が特に小さい場合等物理的に不安定な土質が露出する場合、例えば波層の直下にながけ面と類似した方向に傾斜した粘土層があるなど地層の構成がすべりを誘発しやすい状態で残される場合が考えられる。 このような場合は、杭の横抗力を利用してのすべり面の抵抗力の増加や、粘土層等のすべりの原因となる層の良質土との置換え等の安全措置を講ずべきである。 必要に応じ円弧滑りに対する安全を確認すること。その際の最小安全率は、常時≧1.5、大地震時≧1.0 を標準とする ②法面における小段の設置 切土の高さが 15m を超える場合は、高さ 5m ごとに幅 1m の小段を設けること。 高さ 15m を超える法面には、幅 3m 程度の補修点検用の小段を設けることが望ましい。 また、切土は単一の法面勾配に切り均すこと。 	（5）切土 【関係法令】政令第 28 条第 3 号、盛土規制法施行令第 7 条第 2 項第 3 号 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 7 章」に準用すること。 ①切土後の地盤のすべり防止措置 「すべりやすい土質の層があるとき」とは、切土により、安息角が特に小さい場合等物理的に不安定な土質が露出する場合、例えば波層の直下にながけ面と類似した方向に傾斜した粘土層があるなど地層の構成がすべりを誘発しやすい状態で残される場合が考えられる。 このような場合は、杭の横抗力を利用してのすべり面の抵抗力の増加や、粘土層等のすべりの原因となる層の良質土との置換え等の安全措置を講ずべきである。 必要に応じ円弧滑りに対する安全を確認すること。その際の最小安全率は、常時≧1.5、大地震時≧1.0 を標準とする ②法面における小段の設置 切土の高さが 15m を超える場合は、高さ 5m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設けること。 高さ 15m を超える法面には、幅 3m 程度の補修点検用の小段を設けることが望ましい。 また、切土は単一の法面勾配に切り均すこと。 	
（5）盛土 【関係法令】政令第 28 条第 4 号 第 5 号 ①締固め等の措置 地盤の圧縮性を小さくし、地耐力を増加させるため、ランマー、ローラー等により転圧を行うこと。 なお、締固めは、盛土地盤の全体に及ぶよう 30 cmの盛土厚ごとに締固めを繰り返して行う必要がある。 ②段切等の措置 著しく傾斜している土地に盛土を行った場合、雨水等の地表水の浸透や地震等の震動により、新旧地盤が接する面がすべり面となったすべりがおこりやすい。このため、段切り等すべりに対する安全措置を講じること。 その他の措置としては、雑草の除去、樹木の抜根、埋め戻しの壁体の築造等が考えられる。	（6）盛土 【関係法令】政令第 28 条第 4 号第 5 号、盛土規制法施行令第 7 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 7 章」に準用すること。 ①締固め等の措置 地盤の圧縮性を小さくし、地耐力を増加させるため、ランマー、ローラー等により転圧を行うこと。 なお、締固めは、盛土地盤の全体に及ぶよう 30 cmの盛土厚ごとに締固めを繰り返して行う必要がある。 ②段切等の措置 著しく傾斜している土地に盛土を行った場合、雨水等の地表水の浸透や地震等の震動により、新旧地盤が接する面がすべり面となったすべりがおこりやすい。このため、段切り等すべりに対する安全措置を講じること。 その他の措置としては、雑草の除去、樹木の抜根、埋め戻しの壁体の築造等が考えられる。	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
③盛土に係る設計の指針 ア 盛土をする土地の地盤が、盛土や交通車両等の重量を支持できない場合は、杭打ち、地盤改良等の対策を講じること。 イ 盛土法面の勾配は、法高や盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30 度以下とすること。 ウ 盛土材は原則として良質土を使用すること。やむを得ず破碎岩石を使用する場合には、径 25cm 以上のものは砕き、岩石間の隙間に砂利、砂等を充填し締め固めるものとし、盛土面下 30cm 以下に使用すること。 エ 盛土高さは原則として 15m 以下とし、必要に応じて円弧滑りに対する安全を確認する。その際の最小安全率は、常時≥ 1.5、大地震時≥ 1.0を標準とする。 オ 安定計算に用いる粘着力及び内部摩擦角の設定は、原則として盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び締め固め度に近い状態で作成した供試体のせん断試験により求めること。 カ 法高が大きい場合には、法高 5m ごとに幅 1～2m の小段を設けること。 キ 傾斜した地盤を盛土するときは、高さ 50 cm、幅 1m 程度以上で段切りを行い、排水のため、2～5%の横断勾配をとること。ただし、地盤高の差が 5m 未満であり、かつ、現地盤の勾配が 15 度（約 1:4）未満の場合は、この限りでない。  ク 盛土によって生じる 20m 以上の長大な法面には、原則として法長の 1／3 以上は、擁壁工、法枠工等の永久構造物を設置すること。 ケ 盛土の施工にあたっては、1 回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）を適切に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷き均すこと。なお、まき出し厚さは 30cm とする。 土の乾燥密度によって規定する方法で、締め固め度が 85%以上になるように締め固めれば、宅地地盤としての性質を満足するものとなるといわれている。 コ 盛土床面に地下水、湧水等のある場合には、暗渠工法、フィルター層、その他工法により地下水、湧水等を排除する施設を設けること。 サ 溪流を埋立てる場合には、本線、支線を問わず在来の溪床に必ず暗渠工を設けること。暗渠工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画すること。支溪がない場合又は支溪の間隔が長い場合には、20m以下の間隔で集水暗渠を設けること。暗渠工における幹線部分の管径は 30cm 以上とし、支線の部分は 15cm 以上とすること。	③盛土に係る設計の指針 ア 盛土をする土地の地盤が、盛土や交通車両等の重量を支持できない場合は、杭打ち、地盤改良等の対策を講じること。 イ 盛土法面の勾配は、法高や盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30 度以下とすること。 ウ 盛土材は原則として良質土を使用すること。やむを得ず破碎岩石を使用する場合には、径 25cm 以上のものは砕き、岩石間の隙間に砂利、砂等を充填し締め固めるものとし、盛土面下 30cm 以下に使用すること。 エ 盛土高さは原則として 15m 以下とし、必要に応じて円弧滑りに対する安全を確認する。その際の最小安全率は、常時≥ 1.5、大地震時≥ 1.0を標準とする。 オ 安定計算に用いる粘着力及び内部摩擦角の設定は、原則として盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び締め固め度に近い状態で作成した供試体のせん断試験により求めること。 カ 法高が大きい場合には、法高 5m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設けること。 キ 傾斜した地盤を盛土するときは、高さ 50 cm、幅 1m 程度以上で段切りを行い、排水のため、2～5%の横断勾配をとること。ただし、地盤高の差が 5m 未満であり、かつ、現地盤の勾配が 15 度（約 1:4）未満の場合は、この限りでない。  ク 盛土によって生じる 20m 以上の長大な法面には、原則として法長の 1／3 以上は、擁壁工、法枠工等の永久構造物を設置すること。 ケ 盛土の施工にあたっては、1 回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）を適切に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷き均すこと。なお、まき出し厚さは 30cm とする。 土の乾燥密度によって規定する方法で、締め固め度が 85%以上になるように締め固めれば、宅地地盤としての性質を満足するものとなるといわれている。 コ 盛土床面に地下水、湧水等のある場合には、暗渠工法、フィルター層、その他工法により地下水、湧水等を排除する施設を設けること。 サ 溪流を埋立てる場合には、本線、支線を問わず在来の溪床に必ず暗渠工を設けること。暗渠工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画すること。支溪がない場合又は支溪の間隔が長い場合には、20m以下の間隔で集水暗渠を設けること。暗渠工における幹線部分の管径は 30cm 以上とし、支線の部分は 20cm 以上とすること。	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

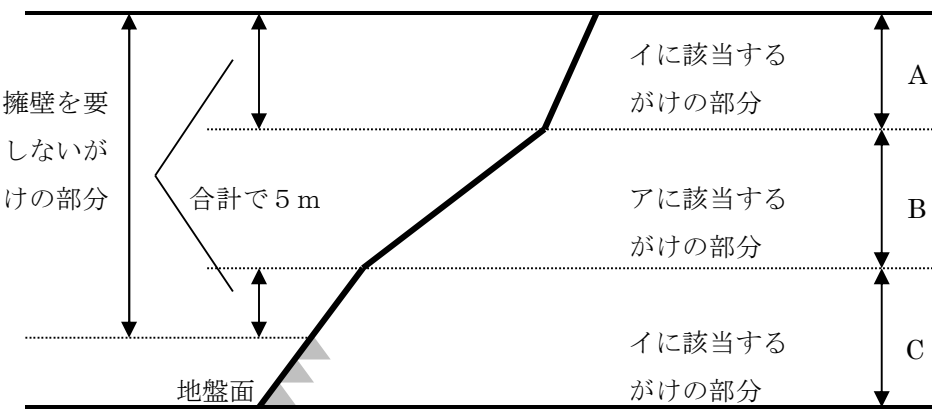
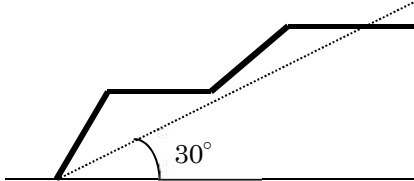
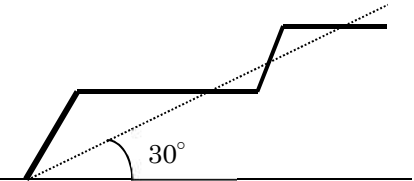
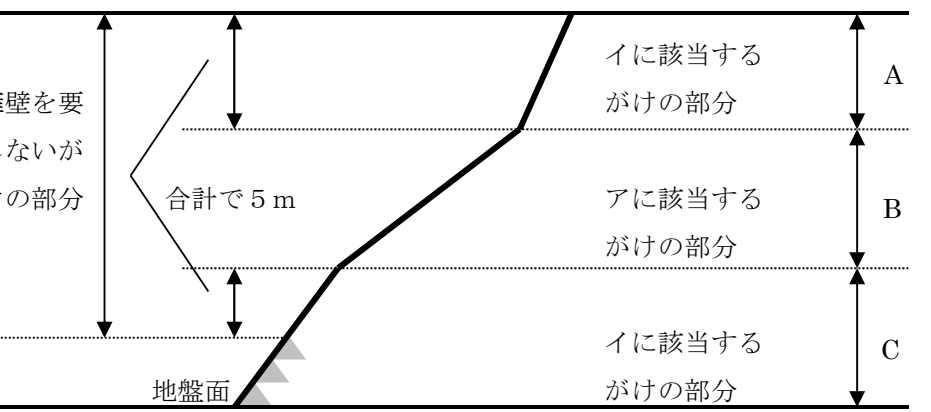
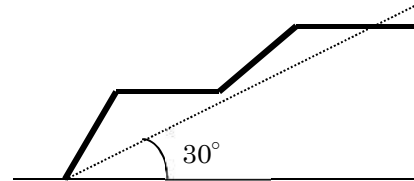
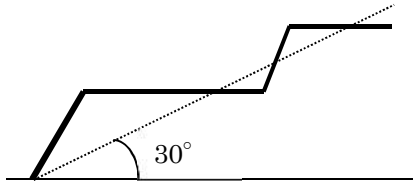
旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所　赤字+下線：削除）		新（赤字：変更箇所）		備考欄																																												
（6）がけ 【関係法令】政令第 28 条第 6 号 がけ：地表面が水平面に対し 30 度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう ①擁壁を要するがけ・要しないがけ 【関係法令】省令第 23 条第 1 項 切土又は盛土に際し生じるがけについては、擁壁で覆うこと。 法のただし書における、切土した場合における緩和規定で、切土した土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分の土質に応じて設置しなくてもよい勾配又は高さは次のとおりである。 ア　擁壁を要するがけ 【切土】 【盛土】 【切土・盛土】 イ　アのうち擁壁を要しないこととされている「切土」のがけ <table><tr><th>区分</th><th>擁　壁　不　要</th><th>がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要</th><th>擁　壁　が　必　要</th></tr><tr><th>土質</th><th>I</th><th>Ⅱ</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td>がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td>がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$</td></tr></table>					区分	擁　壁　不　要	がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要	擁　壁　が　必　要	土質	I	Ⅱ	Ⅲ	軟岩（風化の著しいものを除く。）	がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$	がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$	がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$	風化の著しい岩	がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$	がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$	がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$	がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$	がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$	（7）がけ 【関係法令】政令第 28 条第 6 号、盛土規制法施行令第 8 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 がけ：地表面が水平面に対し 30 度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう ①擁壁を要するがけ・要しないがけ 【関係法令】省令第 23 条第 1 項、盛土規制法施行令第 8 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 切土又は盛土に際し生じるがけについては、擁壁で覆うこと。 法のただし書における、切土した場合における緩和規定で、切土した土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分の土質に応じて設置しなくてもよい勾配又は高さは次のとおりである。 ア　擁壁を要するがけ 【切土】 【盛土】 【切土・盛土】 イ　アのうち擁壁を要しないこととされている「切土」のがけ <table><tr><th>区分</th><th>擁　壁　不　要</th><th>がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要</th><th>擁　壁　が　必　要</th></tr><tr><th>土質</th><th>I</th><th>Ⅱ</th><th>Ⅲ</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td>がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td>がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$</td><td>がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$</td></tr></table>				区分	擁　壁　不　要	がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要	擁　壁　が　必　要	土質	I	Ⅱ	Ⅲ	軟岩（風化の著しいものを除く。）	がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$	がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$	がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$	風化の著しい岩	がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$	がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$	がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$	がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$	がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$
区分	擁　壁　不　要	がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要	擁　壁　が　必　要																																													
土質	I	Ⅱ	Ⅲ																																													
軟岩（風化の著しいものを除く。）	がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$	がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$	がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$																																													
風化の著しい岩	がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$	がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$	がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$																																													
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$	がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$	がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$																																													
区分	擁　壁　不　要	がけの上端から垂直距離 5 m までは擁壁不要	擁　壁　が　必　要																																													
土質	I	Ⅱ	Ⅲ																																													
軟岩（風化の著しいものを除く。）	がけ面の角度が 60 度以下のもの  $\theta \leq 60^{\circ}$	がけ面の角度が 60 度を超え 80 度以下のもの  $60^{\circ} < \theta \leq 80^{\circ}$	がけ面の角度が 80 度を超えるもの  $\theta > 80^{\circ}$																																													
風化の著しい岩	がけ面の角度が 40 度以下のもの  $\theta \leq 40^{\circ}$	がけ面の角度が 40 度を越え 50 度以下のもの  $40^{\circ} < \theta \leq 50^{\circ}$	がけ面の角度が 50 度を超える  $\theta > 50^{\circ}$																																													
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	がけ面の角度が 35 度以下のもの  $\theta \leq 35^{\circ}$	がけ面の角度が 35 度を超え 45 度以下のもの  $35^{\circ} < \theta \leq 45^{\circ}$	がけ面の角度が 45 度を超えるもの  $\theta > 45^{\circ}$																																													

- 80 -

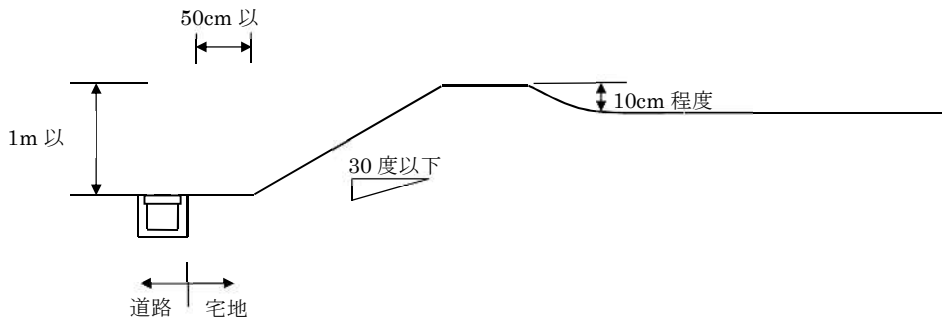
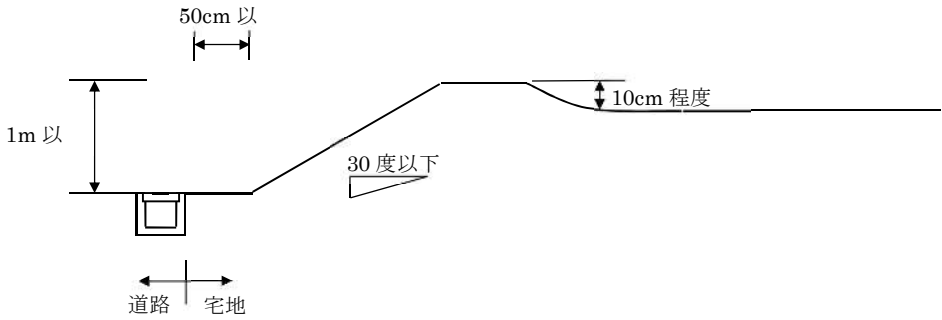
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																												
（留意点）この表に掲げる土質に該当しない土質、即ち、岩屑、腐植土（黒土）埋土その他の軟土及び「砂利、真砂土……その他これらに類するもの」に該当しない土質のかけ又はがけの部分は、切土であっても、擁壁を要しないこととされている「切土」のかけに該当しない（宅地造成等規制法施行令第 5 条第 1 項のただし書の解説）。 【参考】土質の説明 <table><tr><th>土質区分</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>軟岩</td><td>岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。</td></tr><tr><td>砂利、硬質粘土</td><td>主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。</td></tr><tr><td>真砂土</td><td>花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。</td></tr><tr><td>関東ローム</td><td>関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。</td></tr><tr><td>その他これらに類するもの</td><td>切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。</td></tr></table>	土質区分	摘 要	軟岩	岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。	風化の著しい岩	一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。	砂利、硬質粘土	主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。	真砂土	花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。	関東ローム	関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。	その他これらに類するもの	切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。	（留意点）この表に掲げる土質に該当しない土質、即ち、岩屑、腐植土（黒土）埋土その他の軟土及び「砂利、真砂土……その他これらに類するもの」に該当しない土質のかけ又はがけの部分は、切土であっても、擁壁を要しないこととされている「切土」のかけに該当しない（盛土規制法施行令第 8 条第 1 項イの解釈）。 【参考】土質の説明 <table><tr><th>土質区分</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>軟岩</td><td>岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。</td></tr><tr><td>砂利、硬質粘土</td><td>主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。</td></tr><tr><td>真砂土</td><td>花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。</td></tr><tr><td>関東ローム</td><td>関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。</td></tr><tr><td>その他これらに類するもの</td><td>切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。</td></tr></table>	土質区分	摘 要	軟岩	岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。	風化の著しい岩	一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。	砂利、硬質粘土	主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。	真砂土	花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。	関東ローム	関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。	その他これらに類するもの	切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。	
土質区分	摘 要																													
軟岩	岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。																													
風化の著しい岩	一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。																													
砂利、硬質粘土	主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。																													
真砂土	花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。																													
関東ローム	関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。																													
その他これらに類するもの	切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。																													
土質区分	摘 要																													
軟岩	岩石を硬度によって、硬岩と軟岩に分類した場合の軟岩であって、通常堆積岩（水成岩）、変成岩の大部分がこれに該当する。この軟岩には「風化の著しいものを除く。」との条件が付けられているが、實際上、風化が著しいか著しくないかを判定することは困難であるが、軟岩には節理のあるものとか、水に溶解易いとかによって風化し易い性質のものと風化し難いものがある。風化し易い性質の軟岩は露出していると風化が進行していく。実際の判定にあたってはこのことも考慮に入れなくてはならない。従って、この軟岩（風化の著しいものを除く。）は、一般的には頁岩（泥岩又は土丹岩と呼ばれるもの）、凝灰岩（大谷石等）がこれに当るものと考えられる。																													
風化の著しい岩	一般的に砂岩、石灰岩等の軟岩及び地表に露出した花崗岩等の硬岩がこれにあたる。花崗岩の場合には一部は風化して砂になってしまっているが大部分が岩であるような状態のものも含む。ただし、花崗岩等の場合には軟岩ほどには風化の進行が著しくないので、現に風化しているかが判定の際の大きな要素となる。																													
砂利、硬質粘土	主として洪積層以前の地層の砂利（礫）を指すものである。																													
真砂土	花崗岩が風化して砂になったもので、全部砂になってしまったもののほか、大部分が砂になって一部岩が残るような状態のものを含む。																													
関東ローム	関東地方に広く分布している赤土層で、関東周辺の火山から降ってきた火山灰が地表に積もって風化したもの。																													
その他これらに類するもの	切土した場合がけ面の崩壊に対する安全性が砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土と同程度であること。即ち、土の粘着力及び内部摩擦角がこれらと同等程度のものをいう。																													
- 81 -	- 82 -																													

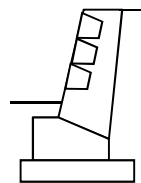
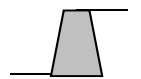
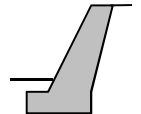
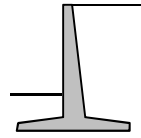
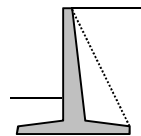
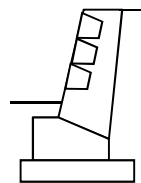
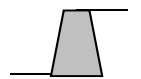
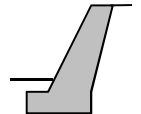
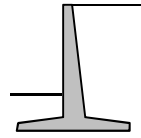
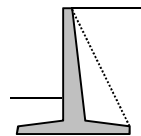
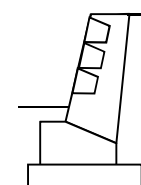
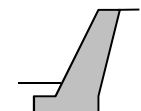
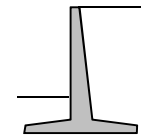
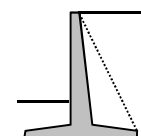
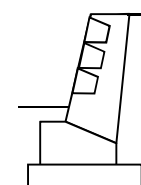
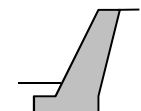
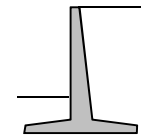
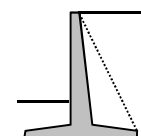
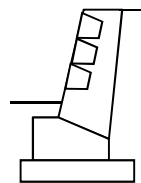
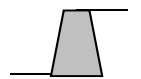
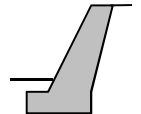
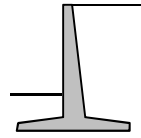
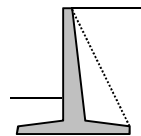
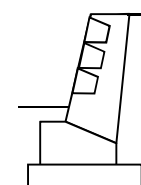
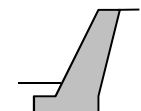
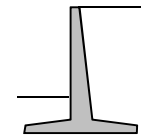
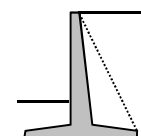
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
ウ 省令第 23 条第 1 項第 2 号の「この場合において……」以下のみなし規定の意義  上記の図で、イに該当するA及びCのがけは、アに該当するBのがけで分離されているが、イの適用に当っては、A及びCのがけは連続するものとみなされるため、その上端から 5 m 以内の部分には、擁壁は要しないこととなる。 ②一体のがけ 【関係法令】省令第 23 条第 2 項 がけの途中に、小段、道路、建築敷地等を含んで上下に分割されている場合におけるがけの一体性について以下に定める。 一体のがけとみなされる場合  一体のがけとみなされない場合  ③擁壁設置の適用除外 【関係法令】省令第 23 条第 3 項 災害の防止上支障がないと認められる土地においては擁壁設置の適用が除外される。 「災害の防止上支障がないと認められる土地」とは、地盤自体が安定していることはもとより、未利用地等で周囲に対する影響が少ない所といった立地条件、土地利用状況等を考慮して判断される。	ウ 省令第 23 条第 1 項第 2 号の「この場合において……」以下のみなし規定の意義  上記の図で、イに該当するA及びCのがけは、アに該当するBのがけで分離されているが、イの適用に当っては、A及びCのがけは連続するものとみなされるため、その上端から 5 m 以内の部分には、擁壁は要しないこととなる。 ②一体のがけ 【関係法令】省令第 23 条第 2 項 がけの途中に、小段、道路、建築敷地等を含んで上下に分割されている場合におけるがけの一体性について以下に定める。 一体のがけとみなされる場合  一体のがけとみなされない場合  ③擁壁設置の適用除外 【関係法令】省令第 23 条第 3 項、盛土規制法施行令第 8 条第 1 項 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 災害の防止上支障がないと認められる土地においては擁壁設置の適用が除外される。 「災害の防止上支障がないと認められる土地」とは、地盤自体が安定していることはもとより、未利用地等で周囲に対する影響が少ない所といった立地条件、土地利用状況等を考慮して判断される。	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

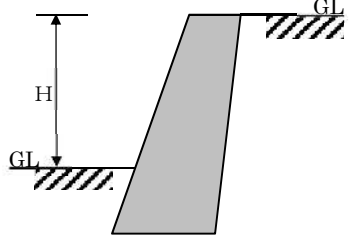
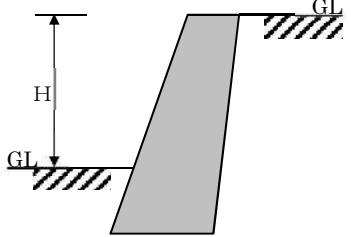
旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
④法面保護 【関係法令】省令第 23 条第 4 項 擁壁の設置義務のない法面についても、風化、地表水による浸食から保護するための保護工を行わなければならない。保護工は石張り、モルタル吹付け、芝等の植物による緑化工、編棚工、コンクリートブロック張工、法枠工等が考えられる。 注）宅地区画を土羽仕上げとする場合 宅地区画の造成を「土羽仕上げ」とする場合は、次の基準によること。 ア 宅盤の高低差は 1.0m 以下であること。道路に面した宅盤は、家屋の位置、駐車場の出入口が確定していないので土羽で残すことはやむを得ないが、宅地間の境界部分は、原則として擁壁等を設置すること。 イ 恒久的な法面には、種子吹付等により植生を施すこと。 ウ 宅地の周囲には畦畔等を設けて宅地内の雨水が法面を流れないようにすること。 	④法面保護 【関係法令】省令第 23 条第 4 項、盛土規制法施行令第 15 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 擁壁の設置義務のない法面についても、風化、地表水による浸食から保護するための保護工を行わなければならない。保護工は石張り、モルタル吹付け、芝等の植物による緑化工、編棚工、コンクリートブロック張工、法枠工等が考えられる。 注）宅地区画を土羽仕上げとする場合 宅地区画の造成を「土羽仕上げ」とする場合は、次の基準によること。 ア 宅盤の高低差は 1.0m 以下であること。道路に面した宅盤は、家屋の位置、駐車場の出入口が確定していないので土羽で残すことはやむを得ないが、宅地間の境界部分は、原則として擁壁等を設置すること。 イ 恒久的な法面には、種子吹付等により植生を施すこと。 ウ 宅地の周囲には畦畔等を設けて宅地内の雨水が法面を流れないようにすること。  ⑤切土盛土をする場合の排水処理 【関係法令】政令第 28 条第 7 号、省令第 22 条第 2 項 盛土規制法施行令第 7 条第 1 項第 1 号ロ、第 2 項第 1 号、第 16 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 11 章」に準用すること。 なお、崖面以外の排水施設は「第 3 章 排水施設」の基準によること。	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

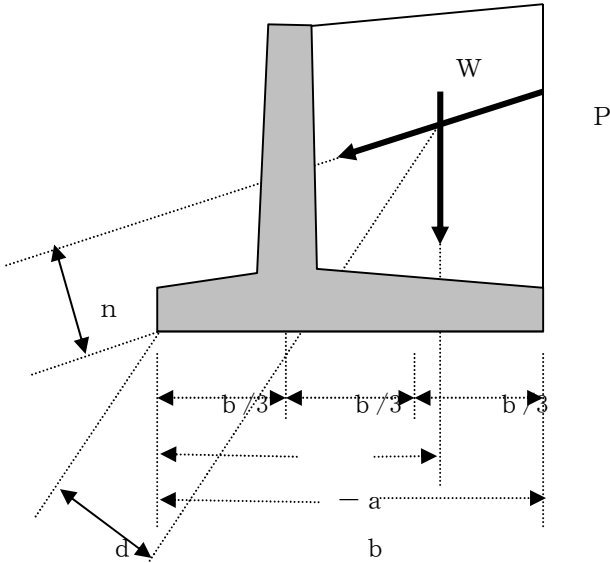
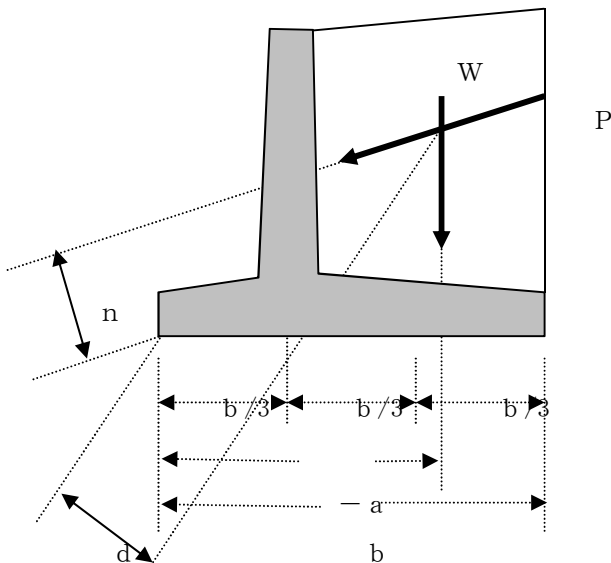
旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																																																
第 2 節 擁壁に関する基準 （１）擁壁に関する基準 ①擁壁のタイプ 擁壁のタイプ選定に当たっては、開発区域の関係法令による指定の状況、設置箇所の地形、地質、土質、地下水等の自然条件、施工条件、周辺の状況及び擁壁の高さ等を十分に調査し、高さに応じた適切な材料及び形状のものを選定するものとし、以下に示す種類の擁壁を標準とする。 各種擁壁の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>形 状</th><th>特 徴</th><th>経 済</th></tr><tr><td>ブロック積擁壁</td><td></td><td> - 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適 </td><td> - 他の形式に比較して経済的 </td></tr><tr><td>重力式擁壁</td><td></td><td> - 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適 </td><td> - 高さが 4 m 以上の場合は不経済 </td></tr><tr><td>もたれ式擁壁</td><td></td><td> - 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。 </td><td> - 比較的経済的 </td></tr><tr><td>片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）</td><td></td><td> - 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。 </td><td> - 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的 </td></tr><tr><td>控え壁式</td><td></td><td> - 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。 </td><td> - 壁高が高い場合は経済的 </td></tr></table>	種 類	形 状	特 徴	経 済	ブロック積擁壁		- 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適	他の形式に比較して経済的	重力式擁壁		- 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適	高さが 4 m 以上の場合は不経済	もたれ式擁壁		- 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。	比較的経済的	片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）		- 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。	- 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的	控え壁式		- 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。	壁高が高い場合は経済的	第 2 節 擁壁に関する基準 （１）擁壁に関する基準 【関係法令】省令第 23 条、第 27 条 盛土規制法施行令第 9 条第 10 条第 11 条第 12 条第 13 条第 17 条第 18 条 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の第 3 編技術的基準（設計）編「第 8 章」に準用すること。 ①擁壁のタイプ 擁壁のタイプ選定に当たっては、開発区域の関係法令による指定の状況、設置箇所の地形、地質、土質、地下水等の自然条件、施工条件、周辺の状況及び擁壁の高さ等を十分に調査し、高さに応じた適切な材料及び形状のものを選定するものとし、以下に示す種類の擁壁を標準とする。 各種擁壁の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>形 状</th><th>特 徴</th><th>経 済</th></tr><tr><td>ブロック積擁壁</td><td></td><td> - 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適 </td><td> - 他の形式に比較して経済的 </td></tr><tr><td>重力式擁壁</td><td></td><td> - 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適 </td><td> - 高さが 4 m 以上の場合は不経済 </td></tr><tr><td>もたれ式擁壁</td><td></td><td> - 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。 </td><td> - 比較的経済的 </td></tr><tr><td>片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）</td><td></td><td> - 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。 </td><td> - 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的 </td></tr><tr><td>控え壁式</td><td></td><td> - 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。 </td><td> - 壁高が高い場合は経済的 </td></tr></table>	種 類	形 状	特 徴	経 済	ブロック積擁壁		- 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適	他の形式に比較して経済的	重力式擁壁		- 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適	高さが 4 m 以上の場合は不経済	もたれ式擁壁		- 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。	比較的経済的	片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）		- 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。	- 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的	控え壁式		- 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。	壁高が高い場合は経済的	
種 類	形 状	特 徴	経 済																																															
ブロック積擁壁		- 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適	他の形式に比較して経済的																																															
重力式擁壁		- 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適	高さが 4 m 以上の場合は不経済																																															
もたれ式擁壁		- 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。	比較的経済的																																															
片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）		- 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。	- 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的																																															
控え壁式		- 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。	壁高が高い場合は経済的																																															
種 類	形 状	特 徴	経 済																																															
ブロック積擁壁		- 背面の地山が締まっている、背面が良好等土圧の小さい場合に適用 - 設計法が確立されておらず、経験的に断面が決定される。 - 圧密沈下のある地盤には不適	他の形式に比較して経済的																																															
重力式擁壁		- 基礎地盤の良い場合 - くい基礎となる場合は不適	高さが 4 m 以上の場合は不経済																																															
もたれ式擁壁		- 基礎地盤の堅固な場合 - 山岳道路の拡幅等に有利 - 主として切土部に用いられる。	比較的経済的																																															
片持ばり式擁壁（逆 T 型、L 型）		- 普通の基礎地盤以上が望ましい。 - L 型は壁面に土地境界が近接して、つま先版が設置できない場合に用いられる。	- 比較的経済的 - 高さが 5～7m の場合が最も経済的																																															
控え壁式		- 基礎地盤の良くない場合に有利 - 壁高 7 m 以上の場合に用いられる。	壁高が高い場合は経済的																																															

- 85 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
②擁壁の高さ 擁壁の高さは、擁壁の下部G Lと擁壁天端部との垂直距離を擁壁の高さとする。  H：擁壁の高さ（地盤面下の部分は高さに算入しない。） 高さH=50cm 未満の土留壁については、見切り壁として取扱い、以下の基準は適用しない。 - 84 - （２）擁壁設計の方針 【関係法令】省令第 27 条 設置擁壁の構造及び能力に関する技術的細目は次のとおりである。 ①開発許可において認められる擁壁 開発許可において認められる擁壁は以下のものとする。 ア 構造計算により安全が確かめられた擁壁 イ 宅地造成等規制法施行規則第 5 条の規定による国土交通大臣認定擁壁 ウ 浜松市擁壁標準構造図に示す擁壁 イ及びウの擁壁を使用する場合においては、改めて構造計算を行なう必要はないが、現場における地耐力等の検討は必要である。 ②擁壁の構造計算及び実験の原則 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のアからエまでに該当することが確かめられたものであること。 ア 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 イ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。 ウ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 エ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 これらの構造計算が該当しない種類の擁壁については、許可の対象とならない場合があるので注意すること。	②擁壁の高さ 擁壁の高さは、擁壁の下部G Lと擁壁天端部との垂直距離を擁壁の高さとする。  H：擁壁の高さ（地盤面下の部分は高さに算入しない。） 高さH=50cm 以下の土留壁については、見切り壁として取扱い、以下の基準は適用しない。 省令第 23 条第 1 項に基づき、切土又は盛土に際し生じるがけを覆う擁壁を、義務設置擁壁という。義務設置擁壁並びに見切り壁以外の擁壁を任意設置擁壁という。 （２）擁壁設計の方針 【関係法令】省令第 27 条、盛土規制法施行令第 9 条第 10 条第 11 条第 13 条 設置擁壁の構造及び能力に関する技術的細目は次のとおりである。 ①開発許可において認められる擁壁 開発許可において認められる擁壁は以下のものとする。 ア 構造計算により安全が確かめられた擁壁 イ 盛土規制法施行令第 17 条の規定による国土交通大臣認定擁壁 ウ 「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手引」の擁壁標準構造図に示す擁壁 イ及びウの擁壁を使用する場合においては、改めて構造計算を行なう必要はないが、仕様の条件確認や現場における地耐力等は必要である。 ②擁壁の構造計算及び実験の原則 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって次のアからエまでに該当することが確かめられたものであること。 ア 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 イ 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。 ウ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 エ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 これらの構造計算が該当しない種類の擁壁については、許可の対象とならない場合があるので注意すること。 - 86 -	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
③擁壁の安定計算書の添付について 省令第 23 条第 1 項の規定に基づき設置されることとなる義務設置擁壁及び 2 m を超える任意設置擁壁について、安定計算書の添付が必要である。 ④常時における検討 ア 擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。 転倒に対する安全率 F_s は、次式を満足しなければならない。 $F_s = \frac{M_r}{M_o} \geq 1.5$ F_s：安全率 M_r：転倒に抵抗しようとするモーメント（$M_r = W \times a$） M_o：転倒させようとするモーメント（$M_o = P \times n$） - 85 -  <擁壁の転倒に対する検討図> なお、設計においては、F_s の値の規定とともに、合力の作用位置又は偏心距離 e は次式を満足すること。 $\frac{b}{3} \leq d \leq \frac{2b}{3} \quad \text{又は} \quad e \leq b/6$ d：底版の前端から作用線が底版を切る点（合力の作用点あ）までの距離 e：偏心距離 b：底版幅	③擁壁の安定計算書の添付について 省令第 23 条第 1 項の規定に基づき設置されることとなる義務設置擁壁及び 2 m を超える任意設置擁壁について、安定計算書の添付が必要である。 ④常時における検討 ア 擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。 転倒に対する安全率 F_s は、次式を満足しなければならない。 $F_s = \frac{M_r}{M_o} \geq 1.5$ F_s：安全率 M_r：転倒に抵抗しようとするモーメント（$M_r = W \times a$） M_o：転倒させようとするモーメント（$M_o = P \times n$）  <擁壁の転倒に対する検討図> なお、設計においては、F_s の値の規定とともに、合力の作用位置又は偏心距離 e は次式を満足すること。 $\frac{b}{3} \leq d \leq \frac{2b}{3} \quad \text{又は} \quad e \leq b/6$ d：底版の前端から作用線が底版を切る点（合力の作用点あ）までの距離 e：偏心距離 b：底版幅	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
イ 擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。 滑動に対する安全率F s は、次式を満足しなければならない。 $F_s = \frac{R H}{P H} \geq 1.5$ F s ：安全率 R H：滑動に対する抵抗力 P H：水平力 ただし、$R H = \mu \cdot P V$ μ：摩擦係数 P V＝鉛直力（自重＋土圧の鉛直成分） <擁壁の滑動に対する検討図> 粘着力については、その長期変動を含めた適正な値の評価が困難であることから、原則としてC（粘着力）＝0 t／㎡と考え、μ（摩擦係数）にその影響を含めたものとして取り扱うこと。 滑動に抵抗するための擁壁底版に突起を設ける工法は原則として行なわない。 - 86 - ウ 最大設置圧が地盤の長期許容支持力以下であること。 地盤に生ずる応力度 q1、q2 が、その地盤の許容応力度 qa を超えてはならない。 $q_a \geq q_1 \text{ 又は } q_2$$q_1, q_2 = \frac{P V}{b} \left(1 \pm \frac{6 e}{b} \right)$ e = b／2－M／P V qa：地盤の許容応力度 q1：擁壁の底面前部で生じる応力度 q2：擁壁の底面後部で生じる応力度 P V：鉛直力 e：偏心距離 b：底幅 M：回転モーメント （e ≤ b／6 の場合） （e > b／6 の場合） <擁壁底面の地盤反力> エ 擁壁躯体の各部に作用する応力が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。	イ 擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。 滑動に対する安全率F s は、次式を満足しなければならない。 $F_s = \frac{R H}{P H} \geq 1.5$ F s ：安全率 R H：滑動に対する抵抗力 P H：水平力 ただし、$R H = \mu \cdot P V$ μ：摩擦係数 P V＝鉛直力（自重＋土圧の鉛直成分） <擁壁の滑動に対する検討図> 粘着力については、その長期変動を含めた適正な値の評価が困難であることから、原則としてC（粘着力）＝0 t／㎡と考え、μ（摩擦係数）にその影響を含めたものとして取り扱うこと。 滑動に抵抗するための擁壁底版に突起を設ける工法は原則として行なわない。 ウ 最大設置圧が地盤の長期許容支持力以下であること。 地盤に生ずる応力度 q1、q2 が、その地盤の許容応力度 qa を超えてはならない。 $q_a \geq q_1 \text{ 又は } q_2$$q_1, q_2 = \frac{P V}{b} \left(1 \pm \frac{6 e}{b} \right)$ e = b／2－M／P V qa：地盤の許容応力度 q1：擁壁の底面前部で生じる応力度 q2：擁壁の底面後部で生じる応力度 P V：鉛直力 e：偏心距離 b：底幅 M：回転モーメント （e ≤ b／6 の場合） （e > b／6 の場合） <擁壁底面の地盤反力> エ 擁壁躯体の各部に作用する応力が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。 - 88 -	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																																								
【参考】宅地造成等規制法施行令 （鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造） 第 7 条第 2 項 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。 （1） 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確めること。 （2） 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 2／3 以下であることを確めること。 （3） 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 2／3 以下であることを確めること。 （4） 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を越えないことを確めること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確めること。 - 87 - ⑤地震時における検討 高さが 2m 以上の擁壁及び重要度が高い擁壁については、以下の確認を行うこと。 ア 中地震時における検討（標準設計水平震度 $k_0=0.20$） Ⅰ 擁壁躯体の各部に作用する応力度が材料の短期許容応力度以内に収まっていること イ 大地震時における検討（標準設計水平震度 $k_0=0.25$） Ⅰ 擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。 Ⅱ 擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。 Ⅲ 最大設置圧が地盤の極限支持力度以下であること。 Ⅳ 擁壁躯体の各部に作用する応力が終局耐力（設計基準強度及び強度）以内に収まっていること。 重要度の高い擁壁とは、一般的に以下による。 ア 鉄道や道路に面して設けられる場合 イ 家屋に接するか、近い将来接する可能性のある場合 ウ 万一の場合に地域の状況から復旧面で困難が伴うと考えられる場合 ⑥ 安全率（F_s）等のまとめ <table><tr><td></td><td>常時</td><td>中地震時</td><td>大地震時</td></tr><tr><td>転 倒 (偏心距離)</td><td>1.5 $e \leq b/6$</td><td>— —</td><td>1.0 $e \leq b/2$</td></tr><tr><td>滑 動</td><td>1.5</td><td>—</td><td>1.0</td></tr><tr><td>支持力</td><td>3.0</td><td>—</td><td>1.0</td></tr><tr><td>部材応力</td><td>長期許容応力度</td><td>短期許容応力度</td><td>終局耐力（設計基準強度及び基準強度）</td></tr></table> - 88 -		常時	中地震時	大地震時	転 倒 (偏心距離)	1.5 $e \leq b/6$	— —	1.0 $e \leq b/2$	滑 動	1.5	—	1.0	支持力	3.0	—	1.0	部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）	【参考】盛土規制法施行令 （鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造） 第 9 条第 2 項 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。 （1） 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確めること。 （2） 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 2／3 以下であることを確めること。 （3） 土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 2／3 以下であることを確めること。 （4） 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を越えないことを確めること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確めること。 ⑤地震時における検討 高さが 2m 以上の擁壁及び重要度が高い擁壁については、以下の確認を行うこと。 ア 中地震時における検討（標準設計水平震度 $k_0=0.20$） Ⅰ 擁壁躯体の各部に作用する応力度が材料の短期許容応力度以内に収まっていること イ 大地震時における検討（標準設計水平震度 $k_0=0.25$） Ⅰ 擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。 Ⅱ 擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。 Ⅲ 最大設置圧が地盤の極限支持力度以下であること。 Ⅳ 擁壁躯体の各部に作用する応力が終局耐力（設計基準強度及び強度）以内に収まっていること。 重要度の高い擁壁とは、一般的に以下による。 ア 鉄道や道路に面して設けられる場合 イ 家屋に接するか、近い将来接する可能性のある場合 ウ 万一の場合に地域の状況から復旧面で困難が伴うと考えられる場合 ⑥ 安全率（F_s）等のまとめ <table><tr><td></td><td>常時</td><td>中地震時</td><td>大地震時</td></tr><tr><td>転 倒 (偏心距離)</td><td>1.5 $e \leq b/6$</td><td>— —</td><td>1.0 $e \leq b/2$</td></tr><tr><td>滑 動</td><td>1.5</td><td>—</td><td>1.0</td></tr><tr><td>支持力</td><td>3.0</td><td>—</td><td>1.0</td></tr><tr><td>部材応力</td><td>長期許容応力度</td><td>短期許容応力度</td><td>終局耐力（設計基準強度及び基準強度）</td></tr></table> - 89 -		常時	中地震時	大地震時	転 倒 (偏心距離)	1.5 $e \leq b/6$	— —	1.0 $e \leq b/2$	滑 動	1.5	—	1.0	支持力	3.0	—	1.0	部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）	
	常時	中地震時	大地震時																																							
転 倒 (偏心距離)	1.5 $e \leq b/6$	— —	1.0 $e \leq b/2$																																							
滑 動	1.5	—	1.0																																							
支持力	3.0	—	1.0																																							
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）																																							
	常時	中地震時	大地震時																																							
転 倒 (偏心距離)	1.5 $e \leq b/6$	— —	1.0 $e \leq b/2$																																							
滑 動	1.5	—	1.0																																							
支持力	3.0	—	1.0																																							
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）																																							

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																																								
（3）設計条件 設計にあたって用いる鉄筋・コンクリート等の許容応力度及び各種の土質係数等は、宅地造成等規制法、建築基準法及び道路土工指針等によること。 ①土圧等 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 別表第 2（宅地造成等規制法施行令第 7 条関係） <table><tr><th>土 質</th><th>単位体積重量（1 m³につき）</th><th>土圧係数</th></tr><tr><td>砂利又は砂</td><td>1. 8 トン</td><td>0. 3 5</td></tr><tr><td>砂質土</td><td>1. 7 トン</td><td>0. 4 0</td></tr><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</td><td>1. 6 トン</td><td>0. 5 0</td></tr></table> ②擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。 別表第 3（宅地造成等規制法施行令第 7 条関係） <table><tr><th>土 質</th><th>摩擦係数</th></tr><tr><td>岩、岩屑、砂利又は砂</td><td>0. 5</td></tr><tr><td>砂質土</td><td>0. 4</td></tr><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）</td><td>0. 3</td></tr></table> ③N 値からの内部摩擦角の算定方法 $\phi = 15 + \sqrt{15N} \leq 45 \quad \text{ただし} N \text{ 値は} > 5$ ④擁壁部材（鋼材・コンクリート）の許容応力度 ア 鋼材・コンクリートの許容応力度について、宅地造成等規制法施行令第 7 条第 3 項第 2 号においては、建築基準法施行令第 90 条（表 1 を除く。）及び第 91 条中、長期に生ずる許容応力度に関する部分の例によることと定められている。 【参考】建築基準法施行令 （鋼材等） 第 90 条 鋼材等の許容応力度は、次の表 1 又は表 2 の数値によらなければならない。 表 1（略） 表 2	土 質	単位体積重量（1 m³につき）	土圧係数	砂利又は砂	1. 8 トン	0. 3 5	砂質土	1. 7 トン	0. 4 0	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1. 6 トン	0. 5 0	土 質	摩擦係数	岩、岩屑、砂利又は砂	0. 5	砂質土	0. 4	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0. 3	（3）設計条件 設計にあたって用いる鉄筋・コンクリート等の許容応力度及び各種の土質係数等は、盛土規制法、建築基準法及び道路土工指針等によること。 ①土圧等 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 別表第 2（盛土規制法施行令第 9 条関係） <table><tr><th>土 質</th><th>単位体積重量（1 m³につき）</th><th>土圧係数</th></tr><tr><td>砂利又は砂</td><td>1. 8 トン</td><td>0. 3 5</td></tr><tr><td>砂質土</td><td>1. 7 トン</td><td>0. 4 0</td></tr><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土</td><td>1. 6 トン</td><td>0. 5 0</td></tr></table> ②擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。 別表第 3（盛土規制法施行令第 9 条関係） <table><tr><th>土 質</th><th>摩擦係数</th></tr><tr><td>岩、岩、砂利又は砂</td><td>0. 5</td></tr><tr><td>砂質土</td><td>0. 4</td></tr><tr><td>シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）</td><td>0. 3</td></tr></table> ③N 値からの内部摩擦角の算定方法 $\phi = 15 + \sqrt{15N} \leq 45 \quad \text{ただし} N \text{ 値は} > 5$ ④擁壁部材（鋼材・コンクリート）の許容応力度 ア 鋼材・コンクリートの許容応力度について、盛土規制法政令第 9 条第 3 項第 2 号においては、建築基準法施行令第 90 条（表 1 を除く。）及び第 91 条中、長期に生ずる許容応力度に関する部分の例によることと定められている。 【参考】建築基準法施行令 （鋼材等） 第 90 条 鋼材等の許容応力度は、次の表 1 又は表 2 の数値によらなければならない。 表 1（略） 表 2	土 質	単位体積重量（1 m³につき）	土圧係数	砂利又は砂	1. 8 トン	0. 3 5	砂質土	1. 7 トン	0. 4 0	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1. 6 トン	0. 5 0	土 質	摩擦係数	岩、岩、砂利又は砂	0. 5	砂質土	0. 4	シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0. 3	
土 質	単位体積重量（1 m³につき）	土圧係数																																								
砂利又は砂	1. 8 トン	0. 3 5																																								
砂質土	1. 7 トン	0. 4 0																																								
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1. 6 トン	0. 5 0																																								
土 質	摩擦係数																																									
岩、岩屑、砂利又は砂	0. 5																																									
砂質土	0. 4																																									
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0. 3																																									
土 質	単位体積重量（1 m³につき）	土圧係数																																								
砂利又は砂	1. 8 トン	0. 3 5																																								
砂質土	1. 7 トン	0. 4 0																																								
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1. 6 トン	0. 5 0																																								
土 質	摩擦係数																																									
岩、岩、砂利又は砂	0. 5																																									
砂質土	0. 4																																									
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0. 3																																									

- 89 -

- 90 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）										新（赤字：変更箇所）										備考欄																																																																																																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">許容応力 度 種 類</th><th colspan="3">長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th><th colspan="3">短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm²)</th></tr><tr><th rowspan="2">圧 縮</th><th colspan="2">引 張 り</th><th rowspan="2">圧 縮</th><th colspan="2">引 張 り</th></tr><tr><th>せん断補 強以外に 用いる場 合</th><th>せん断補強 に用いる場 合</th><th>せん断補 強以外に 用いる場 合</th><th>せん断補 強に用い る場合</th></tr><tr><td colspan="2">丸 鋼</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）</td></tr><tr><td rowspan="2">異形 鉄筋</td><td>径 28 mm以 下の もの</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）</td></tr><tr><td>径 28 mmを 超えるも の</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）</td></tr><tr><td colspan="2">鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網</td><td>—</td><td>F/1. 5</td><td>F/1. 5</td><td>—</td><td>F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）</td><td>F</td></tr><tr><td colspan="8">この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)</td></tr></table>											許容応力 度 種 類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm ²)			圧 縮	引 張 り		圧 縮	引 張 り		せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補強 に用いる場 合	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合	丸 鋼		F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）	異形 鉄筋	径 28 mm以 下の もの	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）	径 28 mmを 超えるも の	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）	鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網		—	F/1. 5	F/1. 5	—	F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）	F	この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm ²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)								<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">許容応力 度 種 類</th><th colspan="3">長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th><th colspan="3">短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm²)</th></tr><tr><th rowspan="2">圧 縮</th><th colspan="2">引 張 り</th><th rowspan="2">圧 縮</th><th colspan="2">引 張 り</th></tr><tr><th>せん断補 強以外に 用いる場 合</th><th>せん断補強 に用いる場 合</th><th>せん断補 強以外に 用いる場 合</th><th>せん断補 強に用い る場合</th></tr><tr><td colspan="2">丸 鋼</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）</td></tr><tr><td rowspan="2">異形 鉄筋</td><td>径 28 mm以 下の もの</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）</td></tr><tr><td>径 28 mmを 超えるも の</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）</td><td>F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）</td><td>F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）</td><td>F</td><td>F</td><td>F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）</td></tr><tr><td colspan="2">鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網</td><td>—</td><td>F/1. 5</td><td>F/1. 5</td><td>—</td><td>F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）</td><td>F</td></tr><tr><td colspan="8">この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)</td></tr></table>											許容応力 度 種 類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm ²)			圧 縮	引 張 り		圧 縮	引 張 り		せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補強 に用いる場 合	せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合	丸 鋼		F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）	異形 鉄筋	径 28 mm以 下の もの	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）	径 28 mmを 超えるも の	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）	鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網		—	F/1. 5	F/1. 5	—	F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）	F	この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm ²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)								
許容応力 度 種 類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm ²)																																																																																																																																			
		圧 縮	引 張 り		圧 縮	引 張 り																																																																																																																																		
			せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補強 に用いる場 合		せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合																																																																																																																																	
丸 鋼		F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）																																																																																																																																	
異形 鉄筋	径 28 mm以 下の もの	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）																																																																																																																																	
	径 28 mmを 超えるも の	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）																																																																																																																																	
鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網		—	F/1. 5	F/1. 5	—	F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）	F																																																																																																																																	
この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm ²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)																																																																																																																																								
許容応力 度 種 類		長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応 力度 (単位 N/mm ²)																																																																																																																																			
		圧 縮	引 張 り		圧 縮	引 張 り																																																																																																																																		
			せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補強 に用いる場 合		せん断補 強以外に 用いる場 合	せん断補 強に用い る場合																																																																																																																																	
丸 鋼		F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5 （当該数 値が 155 を超える 場合に は、155）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 295 を超 える場合 には、 295）																																																																																																																																	
異形 鉄筋	径 28 mm以 下の もの	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5 （当該数 値が 215 を超える 場合に は、215）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）																																																																																																																																	
	径 28 mmを 超えるも の	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5 （当該数 値が 195 を超える 場合に は、195）	F/1. 5（当 該数値が 195 を超える場 合には、 195）	F	F	F（当該 数値が 390 を超 える場合 には 390）																																																																																																																																	
鉄線の径が 4 mm以上の溶接 金網		—	F/1. 5	F/1. 5	—	F（ただ し、床版 に用いる 場合に限 る。）	F																																																																																																																																	
この表において、F は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度 (単位 N/mm ²) を表すものとする。……基準強度：平成 12 年建設省告示第 2464 号)																																																																																																																																								
（コンクリート） 第 91 条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。 （国土交通大臣の定め：平成 12 年建設省告示第 1450 号） <table><tr><th colspan="4">長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th><th colspan="4">短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th></tr><tr><th>圧縮</th><th>引張り</th><th>せん断</th><th>付 着</th><th>圧縮</th><th>引張り</th><th>せん断</th><th>付 着</th></tr><tr><td>F/3</td><td>F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）</td><td>0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）</td><td></td><td>長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="8">この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm²）を表すものとする。</td></tr></table> 2 特定行政庁がその地方の気象、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。											長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				圧縮	引張り	せん断	付 着	圧縮	引張り	せん断	付 着	F/3	F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）	0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。				この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm ² ）を表すものとする。								（コンクリート） 第 91 条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。 （国土交通大臣の定め：平成 12 年建設省告示第 1450 号） <table><tr><th colspan="4">長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th><th colspan="4">短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)</th></tr><tr><th>圧縮</th><th>引張り</th><th>せん断</th><th>付 着</th><th>圧縮</th><th>引張り</th><th>せん断</th><th>付 着</th></tr><tr><td>F/3</td><td>F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）</td><td>0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）</td><td></td><td>長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="8">この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm²）を表すものとする。</td></tr></table> 2 特定行政庁がその地方の気象、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。											長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				圧縮	引張り	せん断	付 着	圧縮	引張り	せん断	付 着	F/3	F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）	0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。				この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm ² ）を表すものとする。																																																										
長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)																																																																																																																																				
圧縮	引張り	せん断	付 着	圧縮	引張り	せん断	付 着																																																																																																																																	
F/3	F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）	0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。																																																																																																																																				
この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm ² ）を表すものとする。																																																																																																																																								
長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)																																																																																																																																				
圧縮	引張り	せん断	付 着	圧縮	引張り	せん断	付 着																																																																																																																																	
F/3	F/30（F が 21 を超えるコン クリートにつ いて、国土交 通大臣がこれ と異なる数値 を定めた場合 は、その定め た数値）	0. 7（軽量骨 材を使用する ものにあつて は、0. 6）		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数 値の 2 倍（F が 21 を超えるコンクリートの 引張り及びせん断について、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合は、その 定めた数値）とする。																																																																																																																																				
この表において、F は、設計基準強度（単位 N/mm ² ）を表すものとする。																																																																																																																																								
- 90 -											- 91 -																																																																																																																													

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和５年１０月）（赤字：変更箇所　赤字+下線：削除）

イ「建設省制定　土木構造物標準設計」
単位体積重量及び許容応力度

種　　　別		単位体積 重　　　量 (kN/m³)	許容張力 応　力　度 (N/mm²)	許容圧縮 応　力　度 (N/mm²)	許容せん断 応　力　度 (N/mm²)	設計基準 強　　　度 (N/mm²)
コンクリート	無　筋	23	0.225	4.5	0.33	18
	鉄　筋	24.5	—	8	0.39	24
鉄筋 (SD345)	常　時	—	160	—	—	—
	地震時	—	200	—	—	—

ウ　道路土工指針

I　コンクリートの許容応力度（N／mm²）

		コンクリートの設計基準強度			
応力度の種類		21	24	27	30
許容付着 応　力　度	異形棒鋼に対して	1.4	1.6	1.7	1.8
許　　容 せ　ん　断 応　力　度	コンクリートのみでせん断力を負担する場合	0.36	0.39	0.42	0.45
	斜引張鉄筋と協同して負担する場合	1.6	1.7	1.8	1.9

（注）許容付着応力度は、直径 51 mm以下の鉄筋に対して適用する。

II　鉄筋の許容応力度（N／mm²）

鉄筋の種類			S R 235	S D 295 A S D 295 B	S D 345
応力度、部材の種類					
引 張 応 力 度	荷重の組合せに衝突荷重又は地震の影響を含まない場合の基本値	1)　一般の部材	140	180	180
		2)　水中又は地下水位以下に設ける部材	140	160	160
	3)　荷重の組合せに衝突荷重又は地震の影響を含む場合の基本値		140	180	200
	4)　鉄筋の重ね継手長又は定着長を算出する場合の基本値		140	180	200
5)　圧縮応力度			140	180	200

⑤地盤の許容応力度

地盤の許容応力度の求め方には、支持力理論によって求められる方法と、土質調査や原位置載荷試験を行って求める方法がある。**宅地造成等規制法施行令第 7 条第 3 項第 2 号**では、建築基準法施行令第 93 条及び第 94 条に基づいて定めた値を採用することとなっており、都市計画法の開発許可にあっても、地盤の許容応力度（又は許容支持応力度）は、地盤調査結果に基づいて算出するのが原則であるが、簡単な工事の場合は建築基準法施行令第 93 条の表に示す値を使用することができる。

新（赤字：変更箇所）

イ「建設省制定　土木構造物標準設計」
単位体積重量及び許容応力度

種　　　別		単位体積 重　　　量 (kN/m³)	許容張力 応　力　度 (N/mm²)	許容圧縮 応　力　度 (N/mm²)	許容せん断 応　力　度 (N/mm²)	設計基準 強　　　度 (N/mm²)
コンクリート	無　筋	23	0.225	4.5	0.33	18
	鉄　筋	24.5	—	8	0.39	24
鉄筋 (SD345)	常　時	—	160	—	—	—
	地震時	—	200	—	—	—

ウ　道路土工指針

I　コンクリートの許容応力度（N／mm²）

		コンクリートの設計基準強度			
応力度の種類		21	24	27	30
許容付着 応　力　度	異形棒鋼に対して	1.4	1.6	1.7	1.8
許　　容 せ　ん　断 応　力　度	コンクリートのみでせん断力を負担する場合	0.36	0.39	0.42	0.45
	斜引張鉄筋と協同して負担する場合	1.6	1.7	1.8	1.9

（注）許容付着応力度は、直径 51 mm以下の鉄筋に対して適用する。

II　鉄筋の許容応力度（N／mm²）

鉄筋の種類			S R 235	S D 295 A S D 295 B	S D 345
応力度、部材の種類					
引 張 応 力 度	荷重の組合せに衝突荷重又は地震の影響を含まない場合の基本値	1)　一般の部材	140	180	180
		2)　水中又は地下水位以下に設ける部材	140	160	160
	3)　荷重の組合せに衝突荷重又は地震の影響を含む場合の基本値		140	180	200
	4)　鉄筋の重ね継手長又は定着長を算出する場合の基本値		140	180	200
5)　圧縮応力度			140	180	200

⑤地盤の許容応力度

地盤の許容応力度の求め方には、支持力理論によって求められる方法と、土質調査や原位置載荷試験を行って求める方法がある。**盛土規制法施行令第 9 条第 3 項第 2 号**では、建築基準法施行令第 93 条及び第 94 条に基づいて定めた値を採用することとなっており、都市計画法の開発許可にあっても、地盤の許容応力度（又は許容支持応力度）は、地盤調査結果に基づいて算出するのが原則であるが、簡単な工事の場合は建築基準法施行令第 93 条の表に示す値を使用することができる。

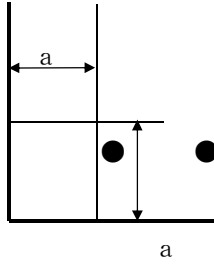
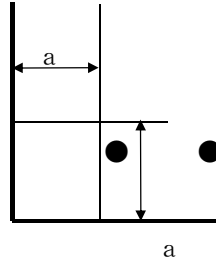
- 91 -

- 92 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																																																																								
【関係法令】建築基準法施行令 （地盤及び基礎ぐい） 第 93 条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。 国土交通大臣の定め：平成 13 年国土交通省告示第 1113 号 <table><tr><td>地盤</td><td>長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）</td><td>短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）</td></tr><tr><td>岩盤</td><td>1, 000</td><td rowspan="10">長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。</td></tr><tr><td>固結した砂</td><td>500</td></tr><tr><td>土丹盤</td><td>300</td></tr><tr><td>密実な礫層^{れき}</td><td>300</td></tr><tr><td>密実な砂質地盤</td><td>200</td></tr><tr><td>砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）</td><td>50</td></tr><tr><td>硬い粘土質地盤</td><td>100</td></tr><tr><td>粘土質地盤</td><td>20</td></tr><tr><td>硬いローム層</td><td>100</td></tr><tr><td>ローム層</td><td>50</td></tr></table> ○「建設省制定 土木構造物標準設計」 地盤の許容支持力度 <table><tr><td>形 式</td><td>許容支持力度（kN／㎡）</td><td>備 考</td></tr><tr><td>もたれ式</td><td>300</td><td>－</td></tr><tr><td>小型重量式、重力式</td><td>200 注)</td><td>－</td></tr><tr><td>逆 T 型、L 型</td><td>300</td><td>地震時は 450 kN／㎡</td></tr></table> 注）擁壁高さが 2.5m 以上で、かつ、支持地盤が中位な砂質地盤（N 値 20～30）の場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の根入れ深さを確保することが望ましい。 ⑥摩擦係数 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、土質試験により実況が把握された場合には、 $\mu = \tan \phi$（基礎地盤の内部摩擦角） とする。ただし、基礎地盤が土の場合、tan φ の値が 0.6 を超えないものとする。 なお、土質試験がなされていない場合には、宅地造成等規制法施行令第 7 条第 3 項第 3 号ただし書に規定する別表第 3 の数値を用いることができる。	地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	岩盤	1, 000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。	固結した砂	500	土丹盤	300	密実な礫層 ^{れき}	300	密実な砂質地盤	200	砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	硬い粘土質地盤	100	粘土質地盤	20	硬いローム層	100	ローム層	50	形 式	許容支持力度（kN／㎡）	備 考	もたれ式	300	－	小型重量式、重力式	200 注)	－	逆 T 型、L 型	300	地震時は 450 kN／㎡	【関係法令】建築基準法施行令 （地盤及び基礎ぐい） 第 93 条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。 国土交通大臣の定め：平成 13 年国土交通省告示第 1113 号 <table><tr><td>地盤</td><td>長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）</td><td>短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）</td></tr><tr><td>岩盤</td><td>1, 000</td><td rowspan="10">長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。</td></tr><tr><td>固結した砂</td><td>500</td></tr><tr><td>土丹盤</td><td>300</td></tr><tr><td>密実な礫層^{れき}</td><td>300</td></tr><tr><td>密実な砂質地盤</td><td>200</td></tr><tr><td>砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）</td><td>50</td></tr><tr><td>硬い粘土質地盤</td><td>100</td></tr><tr><td>粘土質地盤</td><td>20</td></tr><tr><td>硬いローム層</td><td>100</td></tr><tr><td>ローム層</td><td>50</td></tr></table> ○「建設省制定 土木構造物標準設計」 地盤の許容支持力度 <table><tr><td>形 式</td><td>許容支持力度（kN／㎡）</td><td>備 考</td></tr><tr><td>もたれ式</td><td>300</td><td>－</td></tr><tr><td>小型重量式、重力式</td><td>200 注)</td><td>－</td></tr><tr><td>逆 T 型、L 型</td><td>300</td><td>地震時は 450 kN／㎡</td></tr></table> 注）擁壁高さが 2.5m 以上で、かつ、支持地盤が中位な砂質地盤（N 値 20～30）の場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の根入れ深さを確保することが望ましい。 ⑥摩擦係数 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、土質試験により実況が把握された場合には、 $\mu = \tan \phi$（基礎地盤の内部摩擦角） とする。ただし、基礎地盤が土の場合、tan φ の値が 0.6 を超えないものとする。 なお、土質試験がなされていない場合には、盛土規制法施行令第 9 条第 3 項第 3 号ただし書に規定する別表第 3 の数値を用いることができる。	地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	岩盤	1, 000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。	固結した砂	500	土丹盤	300	密実な礫層 ^{れき}	300	密実な砂質地盤	200	砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	硬い粘土質地盤	100	粘土質地盤	20	硬いローム層	100	ローム層	50	形 式	許容支持力度（kN／㎡）	備 考	もたれ式	300	－	小型重量式、重力式	200 注)	－	逆 T 型、L 型	300	地震時は 450 kN／㎡	
地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）																																																																								
岩盤	1, 000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。																																																																								
固結した砂	500																																																																									
土丹盤	300																																																																									
密実な礫層 ^{れき}	300																																																																									
密実な砂質地盤	200																																																																									
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50																																																																									
硬い粘土質地盤	100																																																																									
粘土質地盤	20																																																																									
硬いローム層	100																																																																									
ローム層	50																																																																									
形 式	許容支持力度（kN／㎡）	備 考																																																																								
もたれ式	300	－																																																																								
小型重量式、重力式	200 注)	－																																																																								
逆 T 型、L 型	300	地震時は 450 kN／㎡																																																																								
地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）	短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 kN／㎡）																																																																								
岩盤	1, 000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。																																																																								
固結した砂	500																																																																									
土丹盤	300																																																																									
密実な礫層 ^{れき}	300																																																																									
密実な砂質地盤	200																																																																									
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50																																																																									
硬い粘土質地盤	100																																																																									
粘土質地盤	20																																																																									
硬いローム層	100																																																																									
ローム層	50																																																																									
形 式	許容支持力度（kN／㎡）	備 考																																																																								
もたれ式	300	－																																																																								
小型重量式、重力式	200 注)	－																																																																								
逆 T 型、L 型	300	地震時は 450 kN／㎡																																																																								

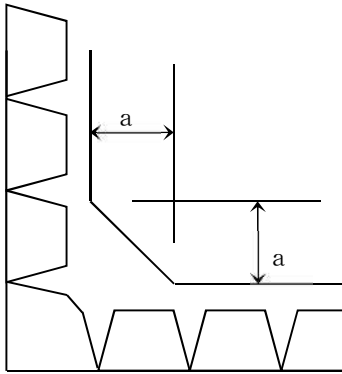
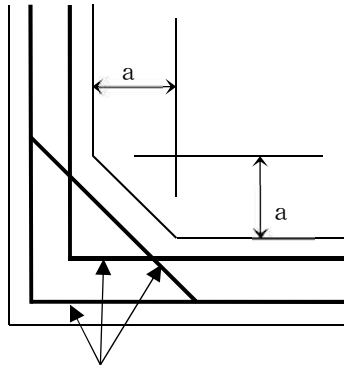
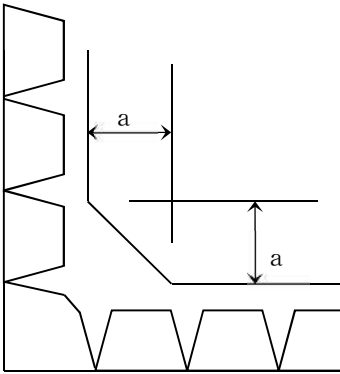
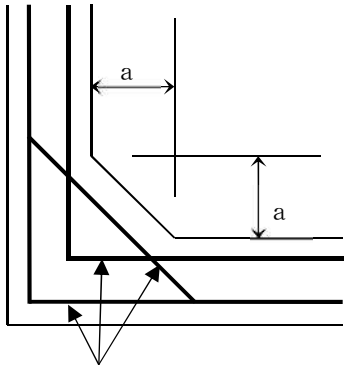
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																																																																																																																																																																																												
（４）構造細目 【関係法令】省令第 27 条第 2 項 高さ 2m を超える擁壁については建築基準法施行令の規定を準用する。この基準は義務擁壁はもちろん、これによらないで設けられる任意擁壁を含め、高さ 2m を超える擁壁に適用となる。 ① 配筋 主鉄筋の鉄筋径と配筋間隔は、次表の組み合わせを標準とする。 <table><tr><th>径 \ 配筋間隔</th><th>D13</th><th>D16</th><th>D19</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th></tr><tr><th>125mm</th><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>250mm</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 鉄筋本数の低減を目的とし、応力度や鉄筋の定着などに支障のない限り配筋間隔を 250mm とすることが望ましい 主鉄筋と配力鉄筋の関係は、次表の組み合わせを標準とする。 <table><tr><th>主鉄筋</th><th>D13</th><th>D16</th><th>D19</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th></tr><tr><th>配力鉄筋</th><td colspan="7">250mm</td><td colspan="4">125mm</td></tr><tr><td>D13ctc250mm</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>D16ctc250mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>D19ctc250mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない（建築基準法施行令第 73 条第 1 項）。 主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合にあっては、細い主筋の径。以下この条件において同じ。）の 25 倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋の径の 40 倍以上としなければならない（建築基準法施行令第 73 条第 2 項抄）。 ②鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ（建築基準法施行令第 79 条） 鉛直壁で 4cm 以上、底版で 6cm 以上とすること。 <table><tr><th>区 分</th><th>かぶり厚さ</th></tr><tr><td>耐力壁以外の壁又は床</td><td>2 cm 以上</td></tr><tr><td>耐力壁、柱又ははり</td><td>3 cm 以上</td></tr><tr><td>直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分</td><td>4 cm 以上</td></tr><tr><td>基礎（布基礎の立上り部分を除く。）</td><td>6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）</td></tr></table>  a : かぶり厚さ ③水抜き 【関係法令】省令第 27 条第 1 項第 2 号 集中豪雨時における水圧の増大による擁壁の倒壊の防止のため、擁壁の背面土中に浸透した雨水、地下水等を有効に排出することができる水抜き穴を設けるとともに、その機能が十分発 - 93 -	径 \ 配筋間隔	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	125mm				○	○	○	○	250mm	○	○	○	○	○	○	○	主鉄筋	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D22	D25	D29	D32	配力鉄筋	250mm							125mm				D13ctc250mm	○	○	○	○	○	○						D16ctc250mm							○	○	○			D19ctc250mm										○	○	区 分	かぶり厚さ	耐力壁以外の壁又は床	2 cm 以上	耐力壁、柱又ははり	3 cm 以上	直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分	4 cm 以上	基礎（布基礎の立上り部分を除く。）	6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）	（４）構造細目 【関係法令】省令第 27 条第 2 項、盛土規制法施行令第 11 条第 13 条 高さ 2m を超える擁壁については建築基準法施行令の規定を準用する。この基準は義務擁壁はもちろん、これによらないで設けられる任意擁壁を含め、高さ 2m を超える擁壁に適用となる。 ① 配筋 主鉄筋の鉄筋径と配筋間隔は、次表の組み合わせを標準とする。 <table><tr><th>径 \ 配筋間隔</th><th>D13</th><th>D16</th><th>D19</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th></tr><tr><th>125mm</th><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>250mm</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 鉄筋本数の低減を目的とし、応力度や鉄筋の定着などに支障のない限り配筋間隔を 250mm とすることが望ましい 主鉄筋と配力鉄筋の関係は、次表の組み合わせを標準とする。 <table><tr><th>主鉄筋</th><th>D13</th><th>D16</th><th>D19</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th><th>D22</th><th>D25</th><th>D29</th><th>D32</th></tr><tr><th>配力鉄筋</th><td colspan="7">250mm</td><td colspan="4">125mm</td></tr><tr><td>D13ctc250mm</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>D16ctc250mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>D19ctc250mm</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない（建築基準法施行令第 73 条第 1 項）。 主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋の径（径の異なる主筋をつなぐ場合にあっては、細い主筋の径。以下この条件において同じ。）の 25 倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋の径の 40 倍以上としなければならない（建築基準法施行令第 73 条第 2 項抄）。 ②鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ（建築基準法施行令第 79 条） 鉛直壁で 4cm 以上、底版で 6cm 以上とすること。 <table><tr><th>区 分</th><th>かぶり厚さ</th></tr><tr><td>耐力壁以外の壁又は床</td><td>2 cm 以上</td></tr><tr><td>耐力壁、柱又ははり</td><td>3 cm 以上</td></tr><tr><td>直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分</td><td>4 cm 以上</td></tr><tr><td>基礎（布基礎の立上り部分を除く。）</td><td>6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）</td></tr></table>  a : かぶり厚さ ③水抜き 【関係法令】省令第 27 条第 1 項第 2 号、盛土規制法施行令第 12 条 集中豪雨時における水圧の増大による擁壁の倒壊の防止のため、擁壁の背面土中に浸透した雨水、地下水等を有効に排出することができる水抜き穴を設けるとともに、その機能が十分発 - 94 -	径 \ 配筋間隔	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	125mm				○	○	○	○	250mm	○	○	○	○	○	○	○	主鉄筋	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D22	D25	D29	D32	配力鉄筋	250mm							125mm				D13ctc250mm	○	○	○	○	○	○						D16ctc250mm							○	○	○			D19ctc250mm										○	○	区 分	かぶり厚さ	耐力壁以外の壁又は床	2 cm 以上	耐力壁、柱又ははり	3 cm 以上	直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分	4 cm 以上	基礎（布基礎の立上り部分を除く。）	6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）	
径 \ 配筋間隔	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32																																																																																																																																																																																							
125mm				○	○	○	○																																																																																																																																																																																							
250mm	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																							
主鉄筋	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D22	D25	D29	D32																																																																																																																																																																																			
配力鉄筋	250mm							125mm																																																																																																																																																																																						
D13ctc250mm	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
D16ctc250mm							○	○	○																																																																																																																																																																																					
D19ctc250mm										○	○																																																																																																																																																																																			
区 分	かぶり厚さ																																																																																																																																																																																													
耐力壁以外の壁又は床	2 cm 以上																																																																																																																																																																																													
耐力壁、柱又ははり	3 cm 以上																																																																																																																																																																																													
直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分	4 cm 以上																																																																																																																																																																																													
基礎（布基礎の立上り部分を除く。）	6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）																																																																																																																																																																																													
径 \ 配筋間隔	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32																																																																																																																																																																																							
125mm				○	○	○	○																																																																																																																																																																																							
250mm	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																							
主鉄筋	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D22	D25	D29	D32																																																																																																																																																																																			
配力鉄筋	250mm							125mm																																																																																																																																																																																						
D13ctc250mm	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																								
D16ctc250mm							○	○	○																																																																																																																																																																																					
D19ctc250mm										○	○																																																																																																																																																																																			
区 分	かぶり厚さ																																																																																																																																																																																													
耐力壁以外の壁又は床	2 cm 以上																																																																																																																																																																																													
耐力壁、柱又ははり	3 cm 以上																																																																																																																																																																																													
直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分	4 cm 以上																																																																																																																																																																																													
基礎（布基礎の立上り部分を除く。）	6 cm 以上（捨コンクリートの部分を除く。）																																																																																																																																																																																													

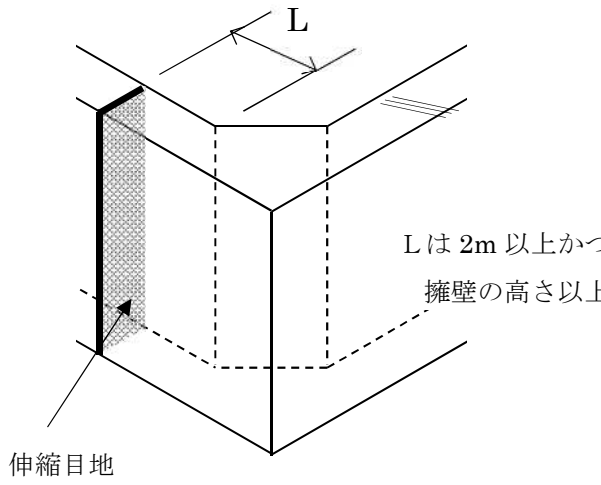
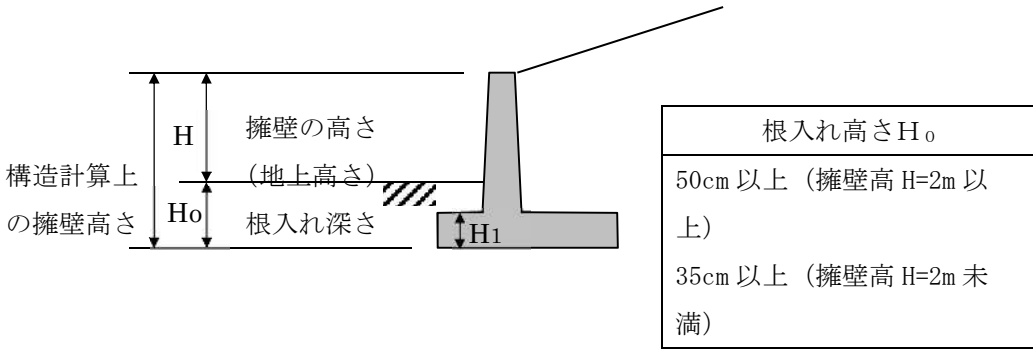
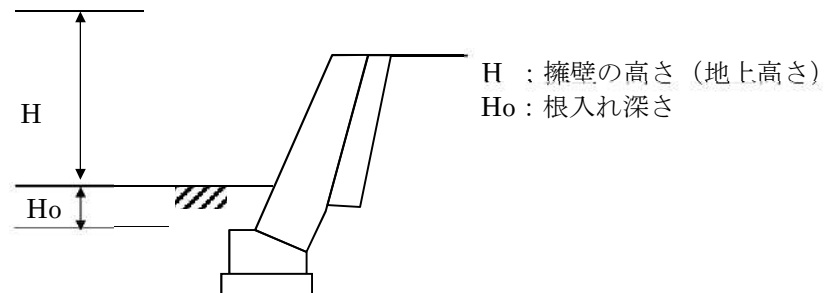
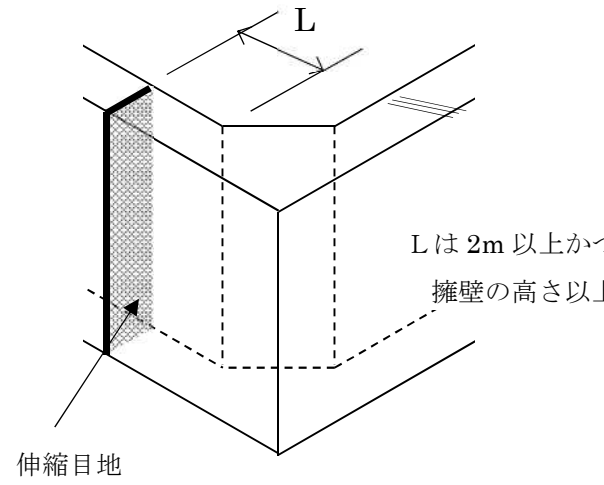
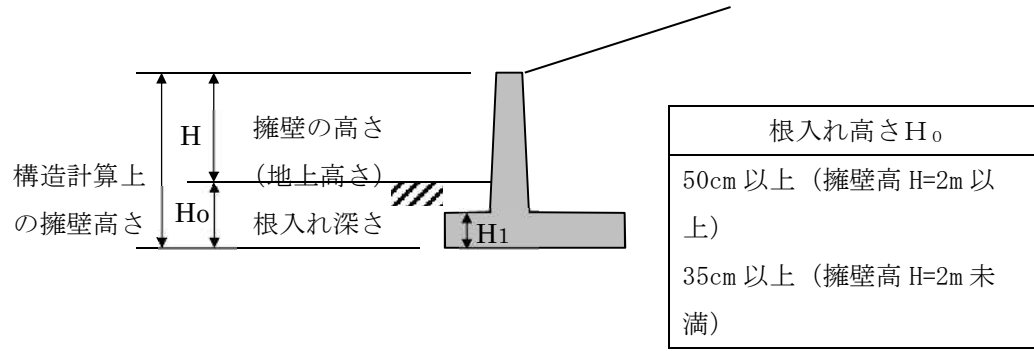
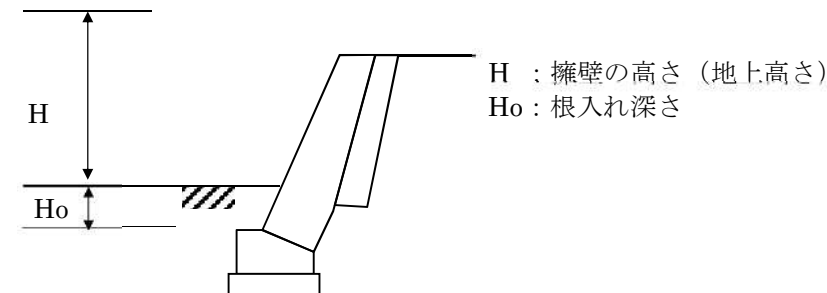
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
揮されるよう透水層を設けること。水抜穴の入口には、透水層の砂利、砂等が水により流れ出さないよう吸出防止材を設置すること。 【関係法令】<u>宅地造成等規制法施行令 第 10 条</u> ア 擁壁には、その背面の排水をよくするため、擁壁の面積 3 ㎡以内ごとに内径が 7.5 cm 以上の水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。 イ 水抜穴の配置は、平行配置を避け、千鳥配置を採用し、水抜穴は排水方向に適当な勾配をとること。擁壁の裏面には、水抜穴の周辺に透水層を設置する必要があるが、実際の施工とその設置の有効性から断続的にではなく、擁壁背面全面に透水層を設置するものとする。 ④透水マット 透水マットは、高さが 5m 以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用できるものとする。この場合、透水マットは擁壁背面全面に貼ること。（部分貼りは認められない。）また、高さが 3m を超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜穴の位置に、厚さ 30cm 以上、高さ 50 cm 以上の砂利又は碎石の透水層を擁壁の全長にわたって設置すること。 ＜擁壁の高さが 3m 以下の場合＞ ＜擁壁の高さが 3m を超える場合＞	揮されるよう透水層を設けること。水抜穴の入口には、透水層の砂利、砂等が水により流れ出さないよう吸出防止材を設置すること。 ア 擁壁には、その背面の排水をよくするため、擁壁の面積 3 ㎡以内ごとに内径が 7.5 cm 以上の水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。 イ 水抜穴の配置は、平行配置を避け、千鳥配置を採用し、水抜穴は排水方向に適当な勾配をとること。擁壁の裏面には、水抜穴の周辺に透水層を設置する必要があるが、実際の施工とその設置の有効性から断続的にではなく、擁壁背面全面に透水層を設置するものとする。 ④透水マット 透水マットは、高さが 5m 以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用できるものとする。この場合、透水マットは擁壁背面全面に貼ること。（部分貼りは認められない。）また、高さが 3m を超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜穴の位置に、厚さ 30cm 以上、高さ 50 cm 以上の砂利又は碎石の透水層を擁壁の全長にわたって設置すること。 ＜擁壁の高さが 3m 以下の場合＞ ＜擁壁の高さが 3m を超える場合＞	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
なお、詳細は「擁壁用透水マット技術マニュアル」によるが、下記事項に留意すること。 ア 練積造擁壁には用いることができない。 イ 透水マットは、凍結・凍上のおそれの少ない地域に限り、透水層として使用することができる。 ウ 透水マットは、擁壁の天端より 30～50cm 下がった位置から最下部又は止水コンクリート面まで全面に貼り付けるものとし、控え壁の両側にも透水マットを貼り付けること。 エ 透水マットが水抜穴を通して人為的に損傷を受けることのないよう、透水マットを擁壁の裏面に貼り付ける前に、透水マット保護用のネット又は治具等を水抜穴裏面に取り付けること。 注 1） 擁壁壁面に石油系素材のマットを使用した場合には、壁面摩擦角 $\phi/2$ とする。 注 2） 裏込に碎石等を入れる目的は水抜きだけでなく、荷重の軽減を図るためでもあり、重要構造物では透水マットより碎石を用いることが望ましい。 ⑤隅角部の補強 擁壁の屈曲する箇所は、鉄筋及びコンクリートで補強すること。 【練積み造擁壁の場合】  擁壁の高さが 3m 以下のとき a=50cm 擁壁の高さが 3m 以上のとき a=60cm 【鉄筋コンクリート造擁壁の場合】  鉄筋(擁壁の配筋に準じて配筋すること) ⑥伸縮目地 擁壁の伸縮目地は擁壁の延長 10～20m 程度の範囲で設け、特に、地盤の変化する箇所（切盛界等）、擁壁の高さが著しく異なる箇所及び擁壁の構造方法を異にする箇所には必要に応じて設けること。 ア コンクリート擁壁では 10m 程度以下、鉄筋コンクリート擁壁では 20m 程度以下の間隔で伸縮目地を設けること。 イ ブロック積は 10m 程度の間隔で伸縮目地を設けること。 ウ 擁壁屈曲部付近に伸縮目地を設置する場合は、隅角部から 2m かつ擁壁の高さ程度の 距離をおいて設置すること。	なお、詳細は「擁壁用透水マット技術マニュアル」によるが、下記事項に留意すること。 ア 練積造擁壁には用いることができない。 イ 透水マットは、凍結・凍上のおそれの少ない地域に限り、透水層として使用することができる。 ウ 透水マットは、擁壁の天端より 30～50cm 下がった位置から最下部又は止水コンクリート面まで全面に貼り付けるものとし、控え壁の両側にも透水マットを貼り付けること。 エ 透水マットが水抜穴を通して人為的に損傷を受けることのないよう、透水マットを擁壁の裏面に貼り付ける前に、透水マット保護用のネット又は治具等を水抜穴裏面に取り付けること。 注 1） 擁壁壁面に石油系素材のマットを使用した場合には、壁面摩擦角 $\phi/2$ とする。 注 2） 裏込に碎石等を入れる目的は水抜きだけでなく、荷重の軽減を図るためでもあり、重要構造物では透水マットより碎石を用いることが望ましい。 ⑤隅角部の補強 擁壁の屈曲する箇所は、鉄筋及びコンクリートで補強すること。 【練積み造擁壁の場合】  擁壁の高さが 3m 以下のとき a=50cm 擁壁の高さが 3m 以上のとき a=60cm 【鉄筋コンクリート造擁壁の場合】  鉄筋(擁壁の配筋に準じて配筋すること) ⑥伸縮目地 擁壁の伸縮目地は擁壁の延長 10～20m 程度の範囲で設け、特に、地盤の変化する箇所（切盛界等）、擁壁の高さが著しく異なる箇所及び擁壁の構造方法を異にする箇所には必要に応じて設けること。 ア コンクリート擁壁では 10m 程度以下、鉄筋コンクリート擁壁では 20m 程度以下の間隔で伸縮目地を設けること。 イ ブロック積は 10m 程度の間隔で伸縮目地を設けること。 ウ 擁壁屈曲部付近に伸縮目地を設置する場合は、隅角部から 2m かつ擁壁の高さ程度の 距離をおいて設置すること。	

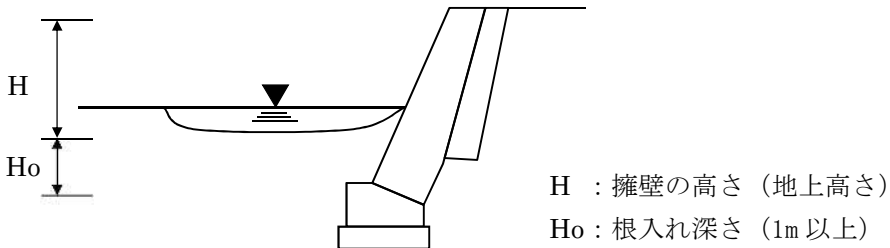
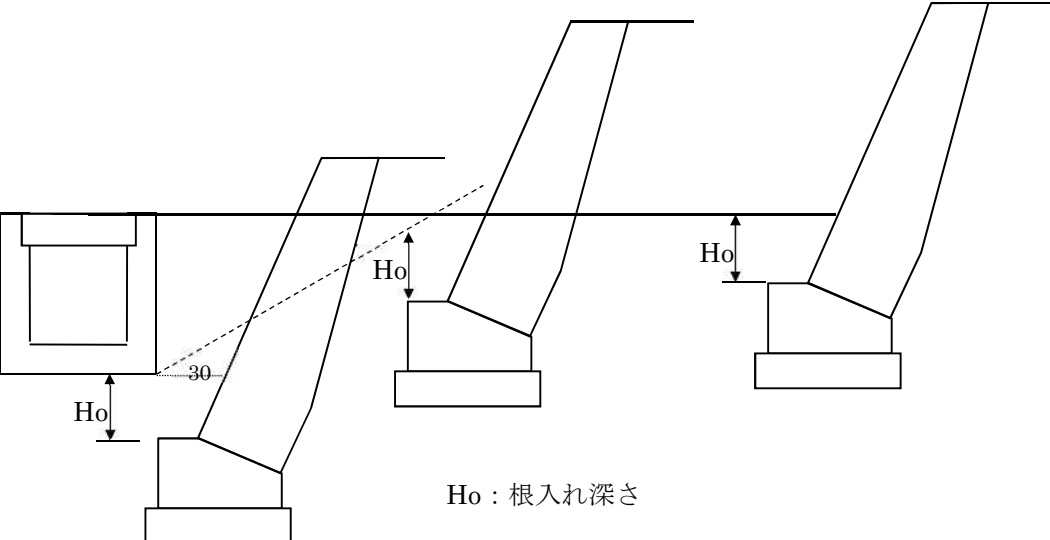
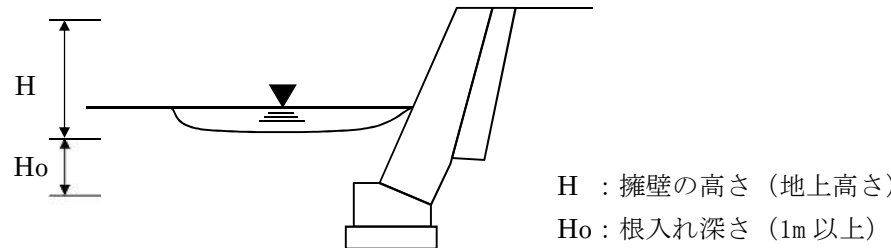
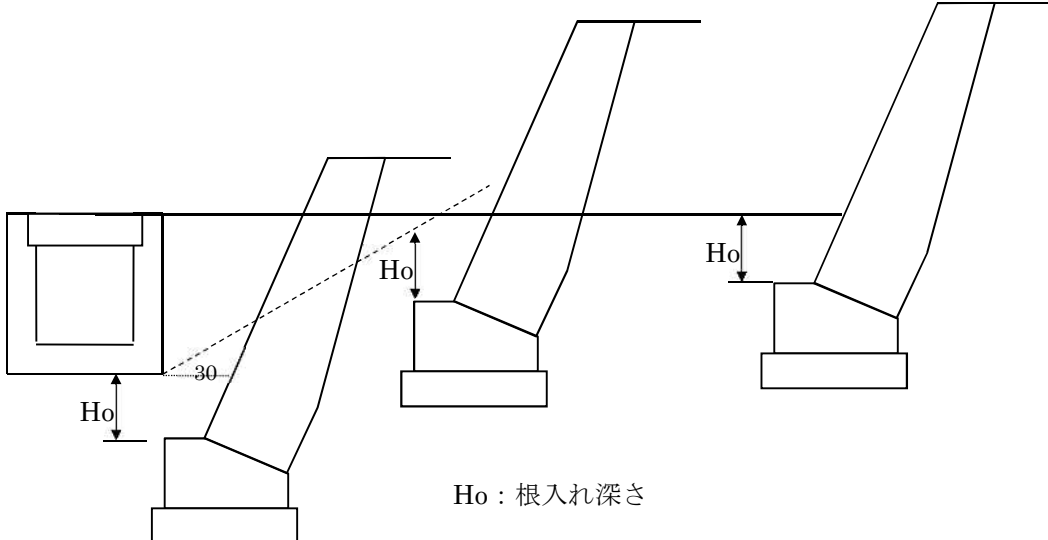
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄						
< 屈曲部付近の伸縮目地の設置 >  L は 2m 以上かつ 擁壁の高さ以上 伸縮目地 ⑦擁壁の高さと根入れ 擁壁の基礎は、地盤面から 0. 5～1. 0m程度根入れされることが多いが、設計上は、根入れ地盤の抵抗を無視するのが一般的である。 ア L 型、逆 T 型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁 L 型、逆 T 型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁では、つま先部上面から 50cm 以上入れる。ただし、つま先版がない場合はかかと版とする。 また、設計の基準として別に根入れ深さの規定がある場合は、その数値とする。 <table><tr><td>根入れ高さ H_o</td></tr><tr><td>50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）</td></tr><tr><td>35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）</td></tr></table> イ 練積み擁壁 練積み擁壁の根入れは宅地造成等規制法施行令第 8 条第 4 号の規定により下図による  H ：擁壁の高さ（地上高さ） H_o：根入れ深さ	根入れ高さ H_o	50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）	35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）	< 屈曲部付近の伸縮目地の設置 >  L は 2m 以上かつ 擁壁の高さ以上 伸縮目地 ⑦擁壁の高さと根入れ 擁壁の基礎は、地盤面から 0. 5～1. 0m程度根入れされることが多いが、設計上は、根入れ地盤の抵抗を無視するのが一般的である。 ア L 型、逆 T 型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁 L 型、逆 T 型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁では、つま先部上面から 50cm 以上入れる。ただし、つま先版がない場合はかかと版とする。 また、設計の基準として別に根入れ深さの規定がある場合は、その数値とする。 <table><tr><td>根入れ高さ H_o</td></tr><tr><td>50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）</td></tr><tr><td>35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）</td></tr></table> イ 練積み擁壁 練積み擁壁の根入れは盛土規制法施行令第 10 条第 1 項第 4 号の規定により下図による  H ：擁壁の高さ（地上高さ） H_o：根入れ深さ	根入れ高さ H_o	50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）	35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）	
根入れ高さ H_o								
50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）								
35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）								
根入れ高さ H_o								
50cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 以上）								
35cm 以上（擁壁高 $H=2\text{m}$ 未満）								

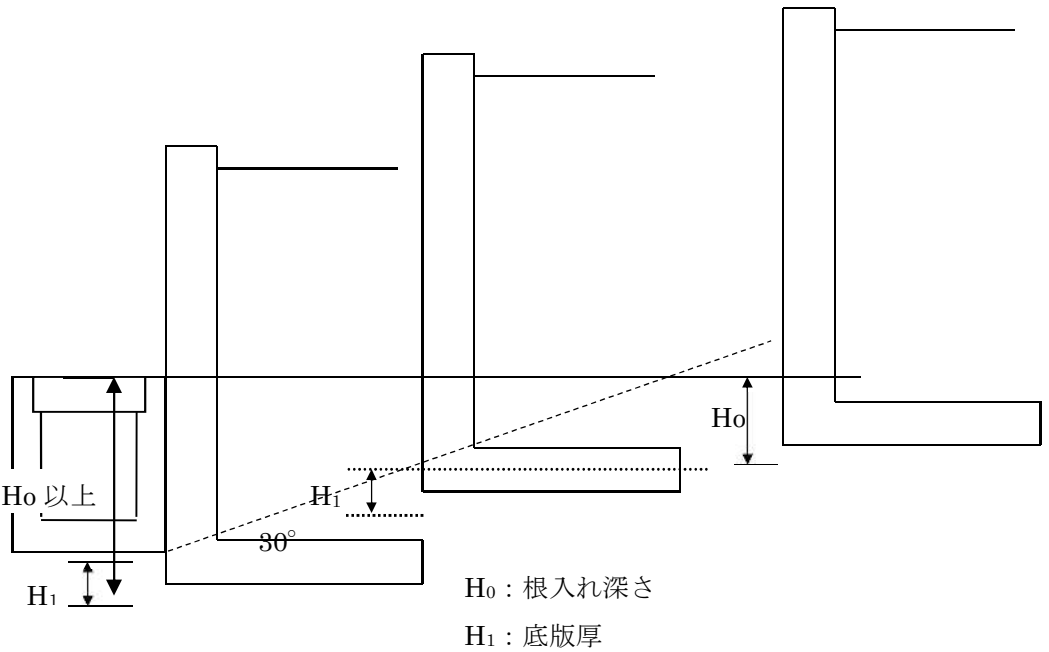
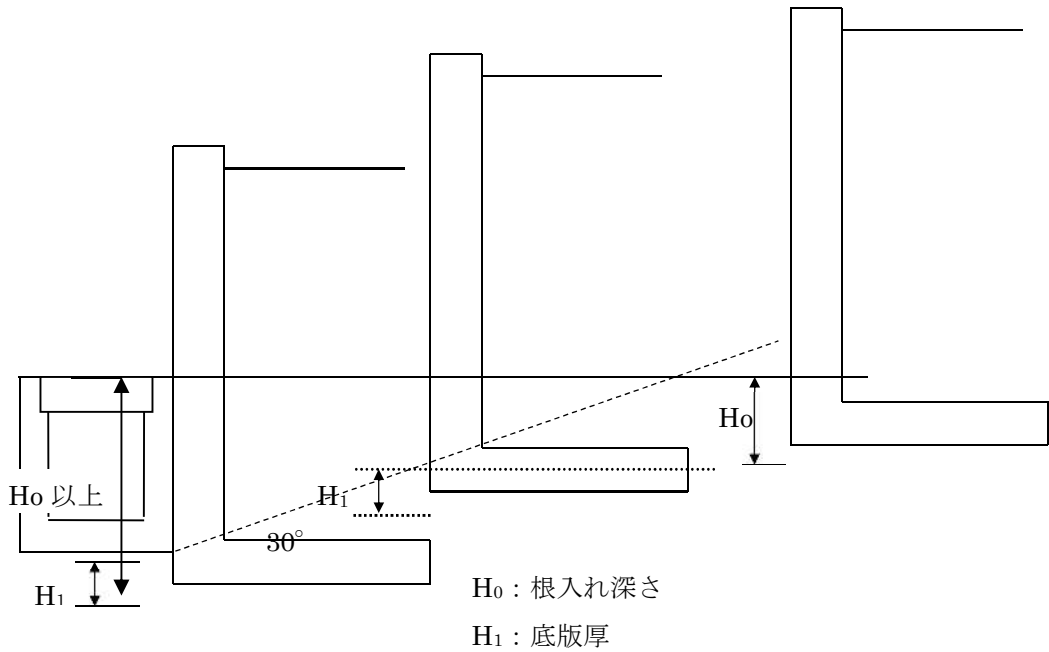
- 96 -

- 97 -

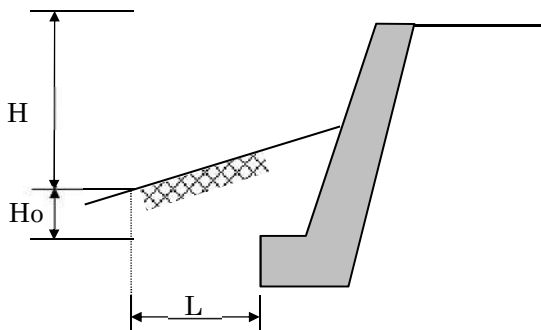
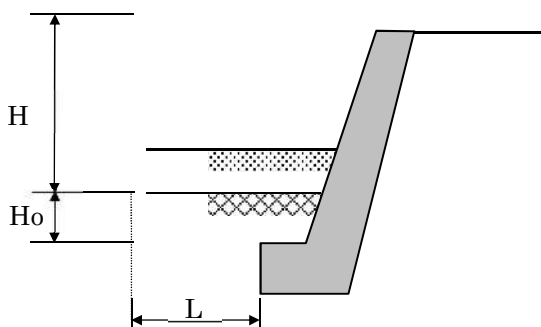
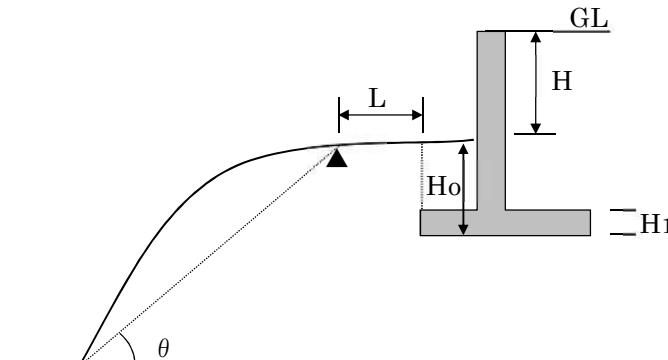
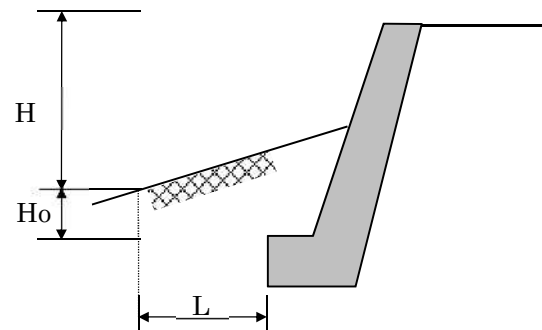
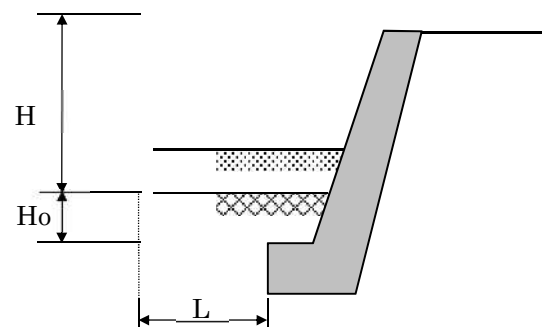
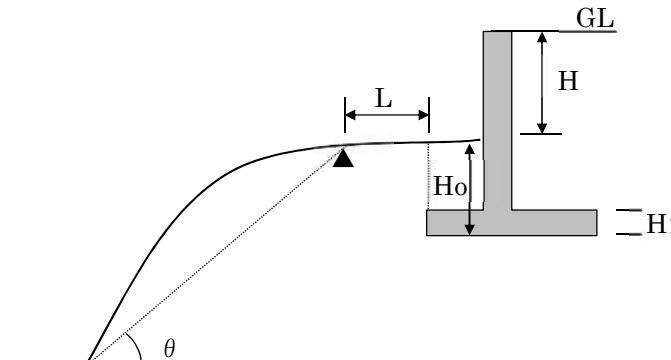
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
⑧未改修水路、河川等に接して擁壁等を設ける場合 - 根入深さは河床から取ること - 将来計画がある場合には根入深さは計画河床高さから取ること  H : 擁壁の高さ（地上高さ） Ho : 根入れ深さ（1m 以上） ⑨側溝・水路等に接して擁壁等を設ける場合 擁壁前面に小規模なU字型側溝（200 角程度）を設ける場合には根入深さは地表面からとする。 ア 練積擁壁 根入深さは水路構造物底版下面から取ること。ただし擁壁前面地盤面が水路構造物底版下面から 30° ライン内にある場合は 30° ラインからの深さとする。  Ho : 根入れ深さ	⑧未改修水路、河川等に接して擁壁等を設ける場合 - 根入深さは河床から取ること - 将来計画がある場合には根入深さは計画河床高さから取ること  H : 擁壁の高さ（地上高さ） Ho : 根入れ深さ（1m 以上） ⑨側溝・水路等に接して擁壁等を設ける場合 擁壁前面に小規模なU字型側溝（200 角程度）を設ける場合には根入深さは地表面からとする。 ア 練積擁壁 根入深さは水路構造物底版下面から取ること。ただし擁壁前面地盤面が水路構造物底版下面から 30° ライン内にある場合は 30° ラインからの深さとする。  Ho : 根入れ深さ	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
イ L型、逆T型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁 根入深さは地盤面から取ること。ただし擁壁前面地盤面が水路構造物底面から30°ライン内にある場合は30°ラインの下に底版厚をとることとし、側溝高(30°ライン深さ)＋H₁かつH₀を満たすこととする。  H₀：根入れ深さ H₁：底版厚	イ L型、逆T型、プレキャスト、もたれ式、重力式擁壁 根入深さは地盤面から取ること。ただし擁壁前面地盤面が水路構造物底面から30°ライン内にある場合は30°ラインの下に底版厚をとることとし、側溝高(30°ライン深さ)＋H₁かつH₀を満たすこととする。  H₀：根入れ深さ H₁：底版厚	

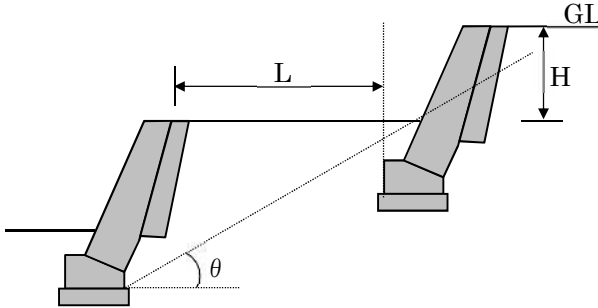
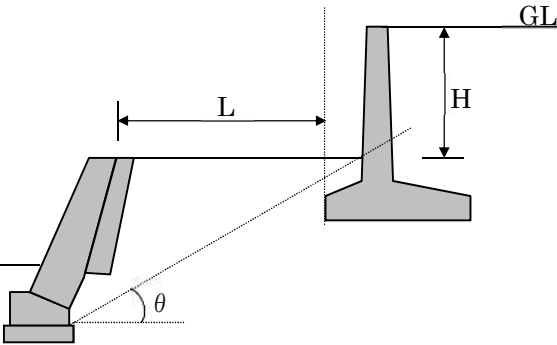
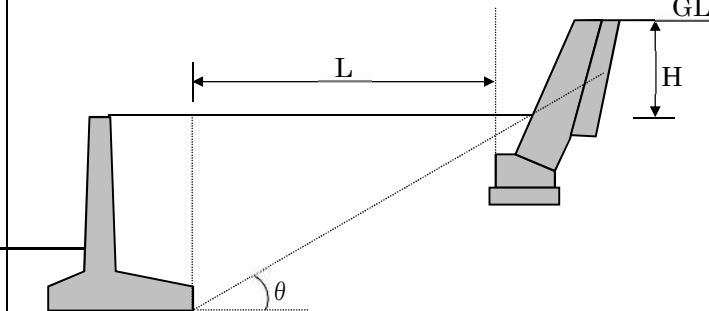
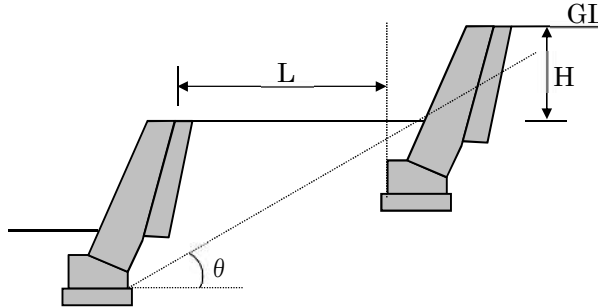
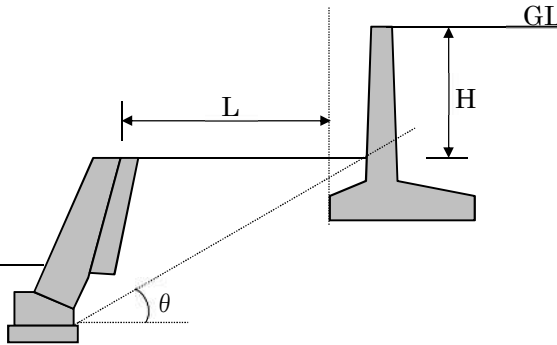
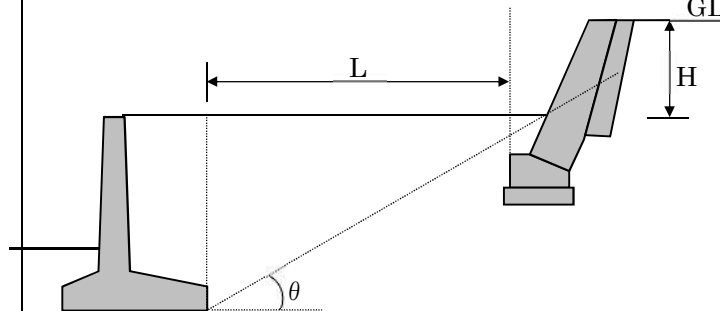
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																				
⑩擁壁前方の地盤が傾斜している場合及び風化浸食の恐れがある場合 ・擁壁の前面地盤は、擁壁前端から 0.4 倍以上かつ 1.5m 以上の距離にある風化浸食の恐れのない地盤面とし、地上高、根入れ深さを求める。 <擁壁前方の地盤が傾斜している場合>   風化浸食の恐れがない地盤 L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ <擁壁前方の地盤が風化浸食の恐れがある場合>   風化浸食の恐れのある地盤  風化浸食の恐れがない地盤 L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ <下方にがけがある場合の擁壁等の設置の場合> ・がけ下面から勾配線（θ）と上面の接点（▲）から、0.4H 以上かつ 1.5m 以上より後退し擁壁を設置すること。θ は原則 30° とする。  <table><tr><th>土 質</th><th>勾配 （θ）</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60°</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40°</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他</td><td>35°</td></tr><tr><td>盛土又は腐植土</td><td>25°</td></tr></table> L : 0.4H かつ 1.5m 以上 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ	土 質	勾配 （ θ ）	軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	風化の著しい岩	40°	砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°	盛土又は腐植土	25°	⑩擁壁前方の地盤が傾斜している場合及び風化浸食の恐れがある場合 ・擁壁の前面地盤は、擁壁前端から 0.4 倍以上かつ 1.5m 以上の距離にある風化浸食の恐れのない地盤面とし、地上高、根入れ深さを求める。 <擁壁前方の地盤が傾斜している場合>   風化浸食の恐れがない地盤 L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ <擁壁前方の地盤が風化浸食の恐れがある場合>   風化浸食の恐れのある地盤  風化浸食の恐れがない地盤 L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ <下方にがけがある場合の擁壁等の設置の場合> ・がけ下面から勾配線（θ）と上面の接点（▲）から、0.4H 以上かつ 1.5m 以上より後退し擁壁を設置すること。θ は原則 30° とする。  <table><tr><th>土 質</th><th>勾配 （θ）</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60°</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40°</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他</td><td>35°</td></tr><tr><td>盛土又は腐植土</td><td>25°</td></tr></table> L : 0.4H かつ 1.5m 以上 H : 擁壁の高さ（地上高 Ho : 根入れ深さ	土 質	勾配 （ θ ）	軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	風化の著しい岩	40°	砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°	盛土又は腐植土	25°	
土 質	勾配 （ θ ）																					
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°																					
風化の著しい岩	40°																					
砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°																					
盛土又は腐植土	25°																					
土 質	勾配 （ θ ）																					
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°																					
風化の著しい岩	40°																					
砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°																					
盛土又は腐植土	25°																					

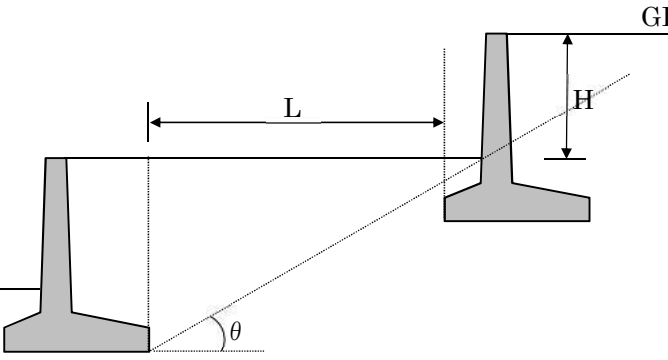
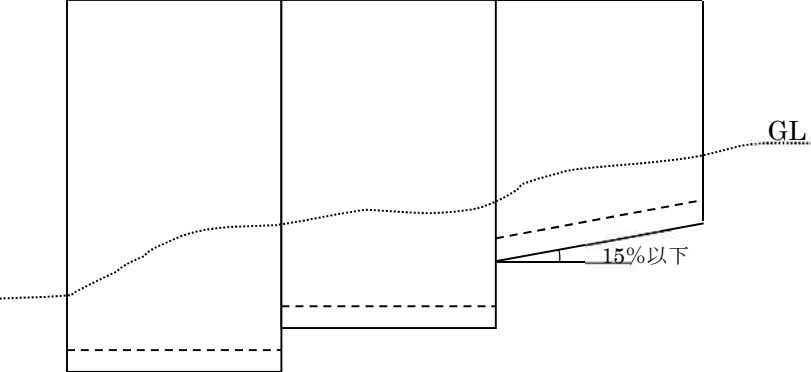
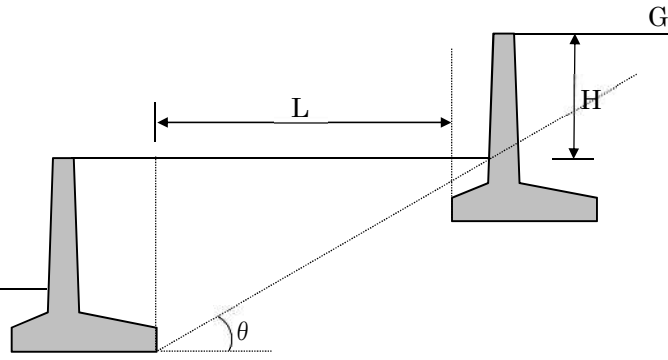
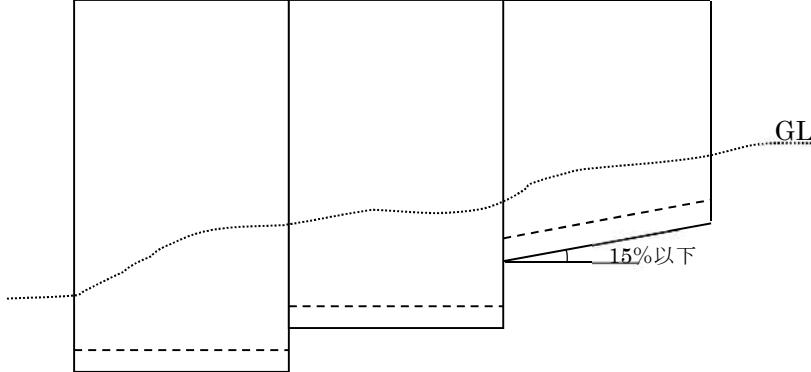
- 99 -

- 100 -

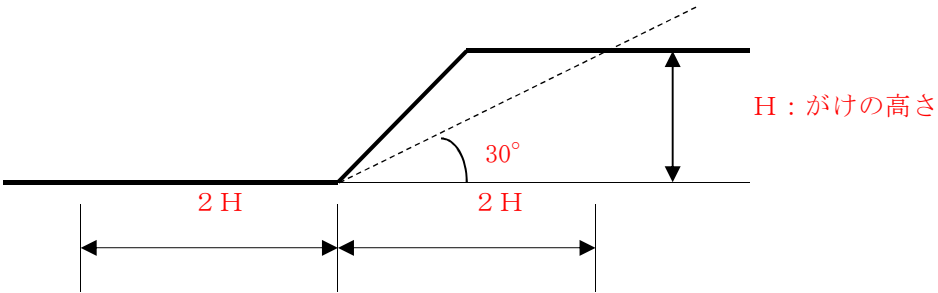
浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和5年10月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄																				
⑪二段擁壁の禁止 ア 上下に擁壁を設置する場合は、二段擁壁とならないようにすること。 イ 上部擁壁は下記の全てを満たす位置に設置すること。 I 下部擁壁基礎（底板）底面からの勾配線（θ）と上部擁壁地盤線との接点より後退すること。θは原則30°とする。 II 下部擁壁天端背面より0.4H以上かつ1.5m以上後退すること。（L） <table><tr><th>土 質</th><th>勾配 (θ)</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60°</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40°</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他</td><td>35°</td></tr><tr><td>盛土又は腐植土</td><td>25°</td></tr></table>  L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高）  L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高）  - 100 -	土 質	勾配 (θ)	軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	風化の著しい岩	40°	砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°	盛土又は腐植土	25°	⑪二段擁壁の禁止 ア 上下に擁壁を設置する場合は、二段擁壁とならないようにすること。 イ 上部擁壁は下記の全てを満たす位置に設置すること。 I 下部擁壁基礎（底板）底面からの勾配線（θ）と上部擁壁地盤線との接点より後退すること。θは原則30°とする。 II 下部擁壁天端背面より0.4H以上かつ1.5m以上後退すること。（L） <table><tr><th>土 質</th><th>勾配 (θ)</th></tr><tr><td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60°</td></tr><tr><td>風化の著しい岩</td><td>40°</td></tr><tr><td>砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他</td><td>35°</td></tr><tr><td>盛土又は腐植土</td><td>25°</td></tr></table>  L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高）  L : 0.4H かつ 1.5m 以 H : 擁壁の高さ（地上高）  - 101 -	土 質	勾配 (θ)	軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	風化の著しい岩	40°	砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°	盛土又は腐植土	25°	
土 質	勾配 (θ)																					
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°																					
風化の著しい岩	40°																					
砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°																					
盛土又は腐植土	25°																					
土 質	勾配 (θ)																					
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°																					
風化の著しい岩	40°																					
砂利、真砂土、 関東ローム、硬質粘土、その他	35°																					
盛土又は腐植土	25°																					

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
 ⑫傾斜地における擁壁等の設置 擁壁底面は段切りによって水平にする。やむを得ない場合には 15%以下の傾斜までとする。  <擁壁展開図> 【参考】静岡県建築基準条例（がけ付近の建築物） 第 10 条 がけの高さ（がけの下端を通る 30 度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。）が 2 m をこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 堅固な地盤を斜面とするがけ又は特殊な構造方法若しくは工法によって保護されたがけで、安全上支障がないと認められる場合 (2) がけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造物を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物で、がけ崩れ等に対して安全であると認められる場合	 ⑫傾斜地における擁壁等の設置 擁壁底面は段切りによって水平にする。やむを得ない場合には 15%以下の傾斜までとする。  <擁壁展開図> 【参考】静岡県建築基準条例（がけ付近の建築物） 第 10 条 がけの高さ（がけの下端を通る 30 度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。以下同じ。）が 2 m をこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 堅固な地盤を斜面とするがけ又は特殊な構造方法若しくは工法によって保護されたがけで、安全上支障がないと認められる場合 (2) がけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造物を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物で、がけ崩れ等に対して安全であると認められる場合 静岡県建築基準条例（がけ付近の建築物）解説参照	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
<u>【解説】本条は、がけ崩れ又は土砂の流出等から人命、財産を守るため、がけに近接する危険な敷地に建築物を建築する場合には、がけの形状、土質等に応じて安全な擁壁を設置することを義務付けたものであり、がけの安全対策を計画する場合に重要なことは、その土の性質や、地層の勾配、出水、植生の状況等を十分に把握することである。</u> <u>対象となるがけは水平面からの勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 2 m を超えるものであり、規制の対象範囲は下図のがけの法面下端から、がけの高さの 2 倍以内の範囲としている。</u>  <u>擁壁を設置する場合には法第 88 条及び建築基準法施行令第 142 条の規定が適用され、「安全な擁壁」かどうかの具体的判断基準としては、宅地造成等規制法施行令の技術的基準及び宅地防災マニュアル等が参考になる。</u> <u>なお、宅地造成等規制法施行令第 15 条の認定がされているものは、上記基準を満足している。</u> <u>ただし書は、第 1 号はがけ自体が安全な場合であり、第 2 号はがけ崩れに対して安全な措置を講じた場合の緩和である。</u> <u>具体例として次のようなものが考えられる。</u> <u>第 1 号について</u> <u>ア 「堅固な地盤」とは</u> <u>a 自然がけで、がけの調査の結果、宅地造成等規制法施行令第 5 条第 1 項ただし書（「都市計画法施行規則第 23 条第 1 項ただし書」も同一に規定）に該当し、湧水、浮き石等が認められず風化のおそれがないことを確認したもの。</u> <u>b 切土により生じたがけで、がけの調査の結果、宅地造成等規制法施行令第 5 条第 1 項ただし書に該当し、かつ、同令第 12 条の規定（「都市計画法施行規則第 23 条第 4 項」も同一に規定）による石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の保護をしたもの。</u> <u>c 土質試験等に基づき地盤の安定計算等により、がけの安全を確認したもの。</u> <u>イ 「特殊な構造方法若しくは工法で保護されたがけ」とは</u> <u>a がけ面が擁壁以外の特殊な工法で、宅地造成等規制法施行令第 15 条の認定等を受けたもので保護され、技術的に安全性が確認できるもの。</u> <u>b がけ上又は法面に建築する場合で建築物の構造等ががけ面に影響を及ぼさないよう設計されているもの。例えば、建築物の基礎が深く定着され、建築物の荷重等ががけに影響を及ぼさない場合、又はがけ崩れの影響を受けないように設計されているもの。</u> <u>第 2 号について</u> <u>ウ 「がけ崩れに対して安全」とは、</u> <u>a がけ下に建築する場合で、建築物の基礎及び主体構造部の全部又は一部を鉄筋コンクリート造等とした建築物で、がけ崩れの被害を受けるおそれのある部分に開口部がないなど、がけが崩れた場合であっても崩壊せず安全であると認められるもの。</u> <u>b 昭和 57 年 10 月 26 日付都市住宅部建築課長通知「災害危険区域内における建築制限解除基準の運用について」の基準に該当するもの。</u>		

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
（5）浜松市擁壁標準構造図 ①練積み擁壁の標準構造図 ＜注意事項＞ ア 練積み擁壁の高さは 5m 以下とする。 イ 各部の寸法は標準図によるほか背面土の土質に応じて、各寸法表によって決める。 ただし基礎寸法表基礎の地盤が第一種又は第二種に適用し、第三種の場合は安全を確かめた上で基礎の構造寸法を決めること。 ウ 組積材の控長さは 30cm 以上とする。 エ 原則として、谷積みで施工すること。 オ この構造図における擁壁背面の積載過重は木造 2 階建て相当の载荷重を想定しているので、これを超える場合は、下図線分 ob よりも内側に建物の基礎を設けること。 カ 湧水等のある箇所は、裏込栗石層に沿って孔あき管を設け、擁壁裏面の湧水等を擁壁全面に有効排水できる構造とする。		
- 103 -		

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）							新（赤字：変更箇所）				備考欄
<u>土質区分</u>		<u>土質名称</u>									
<u>第一種</u>		<u>岩、岩屑、砂利、砂利まじり砂</u>									
<u>第二種</u>		<u>真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの</u>									
<u>第三種</u>		<u>その他の土質</u>									
<u>寸法表Ⅰ（第一種土質）</u>							<u>（単位：cm）</u>				
前面勾配	配	<u>N</u>					<u>裏込栗石幅</u>		根入れ 深さ (Ho)		
		<u>0.3</u> <u>(75° ≧ α > 70°)</u>		<u>0.4</u> <u>(70° ≧ α > 65°)</u>		<u>0.5</u> <u>(65° ≧ α)</u>		<u>切 土</u>		<u>盛 土</u>	
		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>各部寸法</u>		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>H≦2m</u>		<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>35</u>	
<u>2m<H≦3m</u>		<u>40</u>	<u>50</u>	<u>40</u>	<u>45</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>45</u>	
<u>3m<H≦4m</u>				<u>40</u>	<u>50</u>	<u>40</u>	<u>45</u>	<u>30</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	
<u>4m<H≦5m</u>						<u>40</u>	<u>60</u>	<u>30</u>	<u>100</u>	<u>75</u>	
<u>寸法表Ⅱ（第二種土質）</u>							<u>（単位：cm）</u>				
前面勾配	配	<u>N</u>					<u>裏込栗石幅</u>		根入れ 深さ (Ho)		
		<u>0.3</u> <u>(75° ≧ α > 70°)</u>		<u>0.4</u> <u>(70° ≧ α > 65°)</u>		<u>0.5</u> <u>(65° ≧ α)</u>		<u>切 土</u>		<u>盛 土</u>	
		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>各部寸法</u>		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>H≦2m</u>		<u>40</u>	<u>50</u>	<u>40</u>	<u>45</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>35</u>	
<u>2m<H≦3m</u>		<u>40</u>	<u>70</u>	<u>40</u>	<u>60</u>	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>45</u>	
<u>3m<H≦4m</u>				<u>40</u>	<u>75</u>	<u>40</u>	<u>65</u>	<u>30</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	
<u>4m<H≦5m</u>						<u>40</u>	<u>80</u>	<u>30</u>	<u>100</u>	<u>75</u>	
<u>寸法表Ⅲ（第三種土質）</u>							<u>（単位：cm）</u>				
前面勾配	配	<u>N</u>					<u>裏込栗石幅</u>		根入れ 深さ (Ho)		
		<u>0.3</u> <u>(75° ≧ α > 70°)</u>		<u>0.4</u> <u>(70° ≧ α > 65°)</u>		<u>0.5</u> <u>(65° ≧ α)</u>		<u>切 土</u>		<u>盛 土</u>	
		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>各部寸法</u>		<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>			
<u>H≦2m</u>		<u>70</u>	<u>85</u>	<u>70</u>	<u>75</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>45</u>	
<u>2m<H≦3m</u>		<u>70</u>	<u>90</u>	<u>70</u>	<u>85</u>	<u>70</u>	<u>80</u>	<u>30</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	
<u>3m<H≦4m</u>				<u>70</u>	<u>105</u>	<u>70</u>	<u>95</u>	<u>30</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	
<u>4m<H≦5m</u>						<u>70</u>	<u>120</u>	<u>30</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
<u>基礎寸法表</u>							<u>（単位：cm）</u>				
前面勾配	<u>0.3</u>		<u>0.4</u>		<u>0.5</u>						
	<u>基礎幅</u>	<u>基礎高</u>	<u>基礎幅</u>	<u>基礎高</u>	<u>基礎幅</u>	<u>基礎高</u>					

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）							新（赤字：変更箇所）		備考欄
<u>下端部(b)</u>	<u>(bo)</u>	<u>(h)</u>	<u>(bo)</u>	<u>(h)</u>	<u>(bo)</u>	<u>(h)</u>			
<u>40</u>	<u>57</u>	<u>31</u>	<u>55</u>	<u>34</u>	<u>52</u>	<u>37</u>			
<u>45</u>	<u>62</u>	<u>33</u>	<u>59</u>	<u>36</u>	<u>56</u>	<u>38</u>			
<u>50</u>	<u>66</u>	<u>34</u>	<u>64</u>	<u>38</u>	<u>60</u>	<u>40</u>			
<u>60</u>	<u>76</u>	<u>37</u>	<u>72</u>	<u>41</u>	<u>68</u>	<u>44</u>			
<u>65</u>	<u>80</u>	<u>38</u>	<u>76</u>	<u>43</u>	<u>72</u>	<u>46</u>			
<u>70</u>	<u>85</u>	<u>40</u>	<u>81</u>	<u>45</u>	<u>76</u>	<u>48</u>			
<u>75</u>	<u>89</u>	<u>41</u>	<u>85</u>	<u>46</u>	<u>80</u>	<u>50</u>			
<u>80</u>	<u>94</u>	<u>42</u>	<u>89</u>	<u>48</u>	<u>84</u>	<u>52</u>			
<u>85</u>	<u>98</u>	<u>44</u>	<u>94</u>	<u>50</u>	<u>88</u>	<u>54</u>			
<u>90</u>	<u>103</u>	<u>45</u>	<u>98</u>	<u>52</u>	<u>92</u>	<u>56</u>			
<u>95</u>	<u>108</u>	<u>47</u>	<u>102</u>	<u>53</u>	<u>96</u>	<u>58</u>			
<u>105</u>	<u>117</u>	<u>49</u>	<u>111</u>	<u>57</u>	<u>104</u>	<u>62</u>			
<u>120</u>	<u>131</u>	<u>53</u>	<u>124</u>	<u>62</u>	<u>116</u>	<u>68</u>			
- 104 -									

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）

新（赤字：変更箇所）

備考欄

② L 型擁壁標準図

擁壁－L 型擁壁

H=2,000

H=1,500

H=1,000

H=500

B=1,650

B=1,350

B=1,000

B=650

H=2,000 以下

H=1,500 以下

H=1,000 以下

仕 様	
普通コンクリート	21-12-20 (25)-N
異形鉄筋	SD295
表込め栗石（又砂利）	厚20cm以上
基礎砕石（RC）	厚15cm以上
不透透層はコンクリート又粘土	厚 5 cm以上
水抜きパイプ	内径75mm 1ヶ所/3㎡以上
コンクリートのかぶり厚は主筋から確保	
幅とめ筋のピッチは	1,000mm以下

※地盤調査等により土質確認のうえ、許容支持力度について確認すること。

道路面・宅盤面から擁壁工の天端までの高さを H=10cm 以上設定すること

- 105 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）

新（赤字：変更箇所）

備考欄

C B ・ 見 切 工

H=500未 満

H=300以下
(C B 使用)

H=300以下
(C B 使用)

H=150以下
(C B 使用)

仕 様	
普通コンクリート	21-12-20 (25) -N
異形鉄筋	SD295
表込め栗石（又砂利）	厚20cm以上
基礎砕石（RC）	
不透透層はコンクリート又粘土	厚 5 cm 以上
水抜きパイプ	内径75mm 1ヶ所／3m以上
コンクリートのかぶり厚	は主筋から確保
幅とめ筋のピッチ	は1,000mm以下

※見切工を設置する場合は、道路面・宅盤面から見切工の天端までの高さを H=10cm 以上設定すること。

- 106 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
（6）建設省告示第 1485 号による練積み擁壁の標準構造図 ①練積み擁壁の高さは 5m 以下とする。 ②各部の寸法は標準図によるほか背面土の内部摩擦角（ϕ）に応じて、各寸法表により決める。 ただし基礎寸法表は、基礎地盤の内部摩擦角が 30° 未満の場合には安全を確認の上、基礎の構造、寸法を決めること。 ③内部摩擦角は、練積み擁壁設置位置で採取した試料の土質調査で求めた値を用'ゐること。 ④この構造図における擁壁背面の積載過重は木造 2 階建て相当の载荷重を想定しているので、これを超える場合は、下図線分 ob よりも内側に建物の基礎を設けること。 - 107 -	（6）建設省告示第 1485 号による練積み擁壁の標準構造図 ①練積み擁壁の高さは 5m 以下とする。 ②各部の寸法は標準図によるほか背面土の内部摩擦角（ϕ）に応じて、各寸法表により決める。 ただし基礎寸法表は、基礎地盤の内部摩擦角が 30° 未満の場合には安全を確認の上、基礎の構造、寸法を決めること。 ③内部摩擦角は、練積み擁壁設置位置で採取した試料の土質調査で求めた値を用'ゐること。 ④この構造図における擁壁背面の積載過重は木造 2 階建て相当の载荷重を想定しているので、これを超える場合は、下図線分 ob よりも内側に建物の基礎を設けること。 - 103 -	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所　赤字+下線：削除）										新（赤字：変更箇所）										備考欄		
寸法表 (20° ≦ φ < 30°)（単位：cm）										寸法表 (20° ≦ φ < 30°)（単位：cm）												
前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)	前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)			
		0.3 (75° ≧ α > 70°)		0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)		0.3 (75° ≧ α > 70°)				0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)								
各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土	各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土			
H≦1m		35	0	35	0	35	0	30	60	45	H≦1m		35	0	35	0	35	0	30		60	45
1m<H≦1.5m				45	10	35	0	30	60	45	1m<H≦1.5m				45	10	35	0	30		60	45
1.5m<H≦2m						45	10	30	60	45	1.5m<H≦2m						45	10	30		60	45
寸法表 (30° ≦ φ < 40°)（単位：cm）										寸法表 (30° ≦ φ < 40°)（単位：cm）												
前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)	前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)			
		0.3 (75° ≧ α > 70°)		0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)		0.3 (75° ≧ α > 70°)				0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)								
各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土	各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土			
H≦1.5m		35	0	35	0	35	0	30	60	45	H≦1.5m		35	0	35	0	35	0	30		60	45
1.5m<H≦2.0m				35	0	35	0	30	60	45	1.5m<H≦2.0m				35	0	35	0	30		60	45
2.0m<H≦2.5m				40	5	35	0	30	60	50	2.0m<H≦2.5m				40	5	35	0	30		60	50
2.5m<H≦3.0m						35	0	30	60	60	2.5m<H≦3.0m						35	0	30		60	60
3.0m<H≦3.5m						40	5	30	70	70	3.0m<H≦3.5m						40	5	30		70	70
寸法表 (40° ≦ φ)（単位：cm）										寸法表 (40° ≦ φ)（単位：cm）												
前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)	前面勾 配		N					裏込栗石幅 (b)		根入れ 深 さ (Ho)			
		0.3 (75° ≧ α > 70°)		0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)		0.3 (75° ≧ α > 70°)				0.4 (70° ≧ α > 65°)		0.5 (65° ≧ α)								
各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土	各部寸法		躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	躯体の 厚さ	裏コン の厚さ (a)	切　土	盛　土			
H≦2m		35	0	35	0	35	0	30	60	45	H≦2m		35	0	35	0	35	0	30		60	45
2.0m<H≦2.5m		40	5	35	0	35	0	30	60	45	2.0m<H≦2.5m		40	5	35	0	35	0	30		60	45
2.5m<H≦3.0m				35	0	35	0	30	60	45	2.5m<H≦3.0m				35	0	35	0	30		60	45
3.0m<H≦3.5m				35	0	35	0	30	70	70	3.0m<H≦3.5m				35	0	35	0	30		70	70
3.5m<H≦4.0m				40	5	35	0	30	80	80	3.5m<H≦4.0m				40	5	35	0	30		80	80
4.0m<H≦4.5m				40	5	35	0	30	90	90	4.0m<H≦4.5m				40	5	35	0	30		90	90
4.5m<H≦5.0m						35	0	30	100	100	4.5m<H≦5.0m						35	0	30		100	100

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

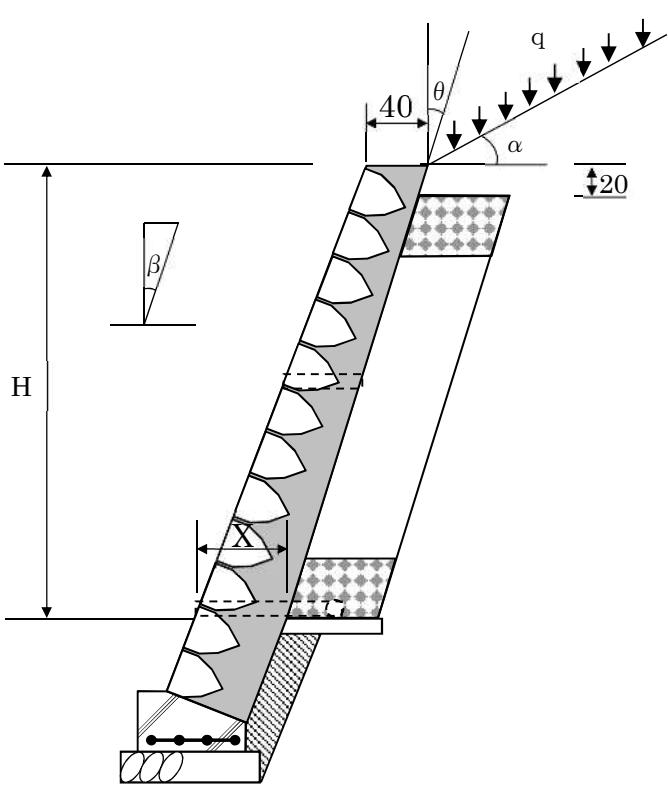
旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所　赤字+下線：削除）							新（赤字：変更箇所）							備考欄	
基礎寸法表（単位：cm）															基礎寸法表（単位：cm）
前面勾配 躯体厚 (A)	0. 3		0. 4		0. 5										
	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)									
35	54	30	53	33	52	36									
40	59	32	58	35	56	38									
45	64	33	62	37	61	41									
55	73	36	71	40	69	45									

- 108 -

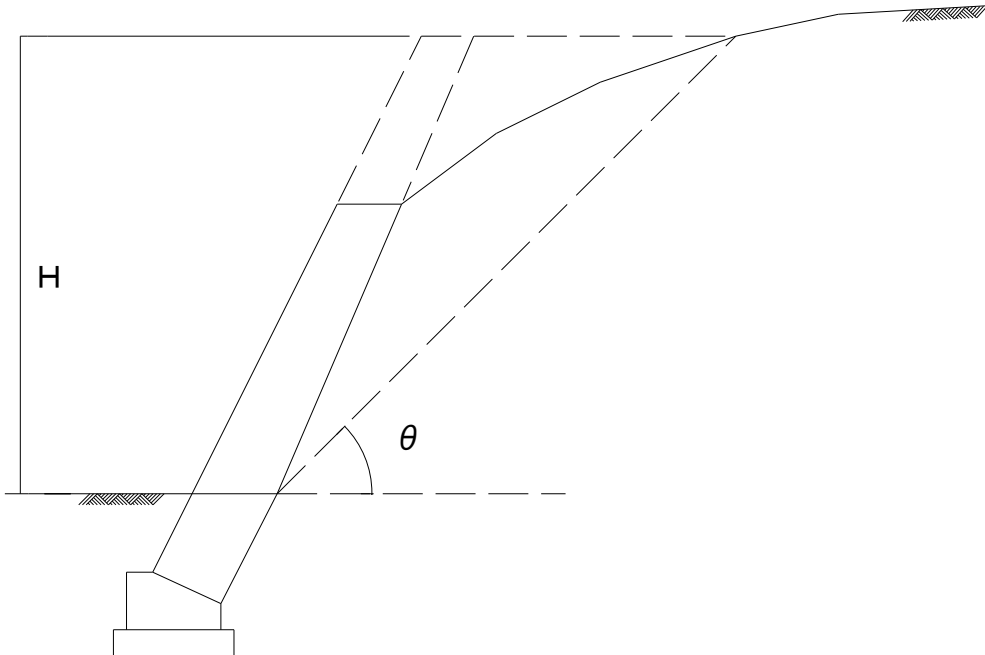
基礎寸法表（単位：cm）															基礎寸法表（単位：cm）
前面勾配 躯体厚 (A)	0. 3		0. 4		0. 5										
	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)	基礎幅 (bo)	基礎高 (h)									
35	54	30	53	33	52	36									
40	59	32	58	35	56	38									
45	64	33	62	37	61	41									
55	73	36	71	40	69	45									

- 104 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
<u>（7）上方に土羽がある場合の練積み擁壁の構造①</u>  1) 擁壁下端部X（X：単位 m）は次式による値以上かつ前ページの寸法表に示す擁壁下端部厚さ以上とする。 2) 根入れ深さ、裏込め栗石幅、基礎寸法は前ページの寸法表により求める <u>①擁壁下端部厚さ</u> $\theta = \tan^{-1}\left(\frac{H \tan \beta + 0.4 - X}{H}\right) \quad \text{又は} \quad \tan \theta = \frac{H \tan \beta + 0.4 - X}{H}$ <u>②主動土圧係数</u> $K_a = \left[\frac{\cos(\phi + \theta)}{\cos \theta \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \theta) \sin(\phi - \alpha)}{\cos(\theta + \alpha)}} \right\}} \right]^2$ <u>③評価式</u> $\frac{4.6(H \tan \beta)^2 + 5.52(H \tan \beta + 0.2) + 6.9H \tan \theta \left(-H \tan \beta + \frac{1}{3}H \tan \theta - 0.4 \right)}{K_a H (1.6H + 3q)} \geq 1.5$ X：擁壁下部の厚さ（m） β：擁壁前面と鉛直面のなす角度 H：擁壁の高さ φ：背面土の内部摩擦角 q：擁壁背面の載荷重（t/m²） K_a：主動土圧係数 α：擁壁上方土羽面と水平面のなす角度 θ：擁壁背面と鉛直面のなす角度		

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄										
<u>（８）上方に土羽がある場合の練積み擁壁の構造②</u> <u>擁壁上部に斜面がある場合は、土質に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さをがけ高さと仮定し、擁壁はその高さに応じた構造とすること。</u>  <u>土質別角度（θ）</u> <table><tr><td>背面土質</td><td><u>軟石</u> <u>（風化の著しいものを除く）</u></td><td><u>風化の著しい岩</u></td><td><u>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するものの</u></td><td><u>盛土又は腐植土</u></td></tr><tr><td><u>角度（θ）</u></td><td><u>60°</u></td><td><u>40°</u></td><td><u>35°</u></td><td><u>25°</u></td></tr></table> <u>（出典：横浜市「宅地造成工事技術資料」より）</u> <u>なお、第 7 章 地盤の安全等に関する設計等は「宅地防災マニュアルの解説：第二次改訂版 編集 宅地防災研究会 発行㈱ぎょうせい」を参考とすること。</u>	背面土質	<u>軟石</u> <u>（風化の著しいものを除く）</u>	<u>風化の著しい岩</u>	<u>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するものの</u>	<u>盛土又は腐植土</u>	<u>角度（θ）</u>	<u>60°</u>	<u>40°</u>	<u>35°</u>	<u>25°</u>		
背面土質	<u>軟石</u> <u>（風化の著しいものを除く）</u>	<u>風化の著しい岩</u>	<u>砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するものの</u>	<u>盛土又は腐植土</u>								
<u>角度（θ）</u>	<u>60°</u>	<u>40°</u>	<u>35°</u>	<u>25°</u>								

- 110 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
第 8 章 開発不適区域の除外 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 8 号 政令第 23 条の 2 開発区域内に以下の開発不適区域を含んではならない。 （１）建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域 （２）地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域 （３）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域 （４）特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域 法第 33 条第 1 項第 8 号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の状況等により支障がないと認められるとき」は、開発不適区域における開発を例外的に許容する場合を規定している。 本規定は、次に掲げる場合に適用することが考えられる。 イ 開発不適区域のうちその指定が解除されることが決定している場合又は開発行為により解除されることが確実と見込まれる場合 ロ 開発区域の面積に占める開発不適区域の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により開発不適区域の利用を禁止し、又は制限する場合 ハ 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が想定されない場合 ニ 開発不適区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合 ホ イからニまでの場合と同等以上の安全性が確保されると認められる場合 第 9 章 樹木・表土の保全 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 9 号 政令第 23 条の 3 1 h a 以上の開発行為については、樹木の保存・表土の保全等に規定することにより、自然環境の保護を図り、良好な都市環境を確保しなければならない。 第 1 節 樹木の保存に関する基準 【関係法令】政令第 28 条の 2 第 1 号 省令第 23 条の 2 1 h a 以上の開発行為においては、保存対象樹木（高さ 10m 以上）又は高さ 5m 以上で、かつ面積が 300 m² 以上の樹木集団を保存すること。 （１）対象樹林 ①健全な樹木：枯れていないこと。 病気（松食虫、落葉病等）がないこと。 主要な枝が折れていない等樹容が損なわれていないこと。 ②樹木の集団：一団の樹林地で、おおむね 10 m² 当り樹木が 1 本以上の割合で存する場合を目安とする。 （２）保存の方法 ①保存対象樹木又はその集団をそのまま存置する必要がある。地域内での移植又は植樹は不可。 ②保存対象樹木又はその集団の存する土地は、少なくとも枝張りの垂直投影面下を含め、切土又は盛土を行わないこと。	第 8 章 開発不適区域の除外 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 8 号 政令第 23 条の 2 開発区域内に以下の開発不適区域を含んではならない。 （１）建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域 （２）地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域 （３）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域 （４）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域 （５）特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域 法第 33 条第 1 項第 8 号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の状況等により支障がないと認められるとき」は、開発不適区域における開発を例外的に許容する場合を規定している。 本規定は、次に掲げる場合に適用することが考えられる。 イ 開発不適区域のうちその指定が解除されることが決定している場合又は開発行為により解除されることが確実と見込まれる場合 ロ 開発区域の面積に占める開発不適区域の面積の割合が僅少（開発区域の概ね 5%）であるとともに、フェンスを設置すること等により開発不適区域の利用を禁止し、又は制限する場合 ハ 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が想定されない場合 ニ 開発不適区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合 ホ イからニまでの場合と同等以上の安全性が確保されると認められる場合 第 9 章 樹木・表土の保全 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 9 号 政令第 23 条の 3 1 h a 以上の開発行為については、樹木の保存・表土の保全等に規定することにより、自然環境の保護を図り、良好な都市環境を確保しなければならない。 第 1 節 樹木の保存に関する基準 【関係法令】政令第 28 条の 2 第 1 号 省令第 23 条の 2 1 h a 以上の開発行為においては、保存対象樹木（高さ 10m 以上）又は高さ 5m 以上で、かつ面積が 300 m² 以上の樹木集団を保存すること。 （１）対象樹林 ①健全な樹木：枯れていないこと。 病気（松食虫、落葉病等）がないこと。 主要な枝が折れていない等樹容が損なわれていないこと。 ②樹木の集団：一団の樹林地で、おおむね 10 m² 当り樹木が 1 本以上の割合で存する場合を目安とする。 （２）保存の方法 ①保存対象樹木又はその集団をそのまま存置する必要がある。地域内での移植又は植樹は不可。 ②保存対象樹木又はその集団の存する土地は、少なくとも枝張りの垂直投影面下を含め、切土又は盛土を行わないこと。	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
第 1 1 章 輸送の便に関する基準 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 11 号 政令第 24 条 40ha 以上の開発行為については、道路、鉄道等による輸送の便等を考慮し、特に必要があると認められる場合には、当該開発区域内に鉄道施設の用に供する土地を確保するなどの措置を講ずること。 第 1 2 章 申請者の資力・信用に関する基準 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 12 号 申請者に事業計画のとおり当該事業を遂行するための資金的能力があること、及び、過去の事業実績等から判断して誠実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行することができることを確認し、その事業が中断されることなく、適正に完遂されることを確保するものである。 （１）対象開発行為 ①非自己用のもの ②1 h a 以上で開発の目的が自己の居住の用に居する住宅、自己の業務の用に供する住宅以外の建築 （２）資力・信用を判断するための許可申請書の添付書類 ①資金計画書（省令第 15 条第 4 号・第 16 条第 5 項） ②法人謄本（個人の場合は住民票） ③前年度の法人税又は所得税に係る納税証明書 ④前年度の財務諸表 ⑤資金計画に係る自己資金・借入金に対する預金残高証明書・融資証明書 ⑥事業経歴書 ⑦申請者が次の(1)から(3)に掲げる者でないことの申告書 （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） （2）法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの （3）暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑧宅地分譲の場合：宅地建物取引業の免許の写し（許可申請者が一括して宅地建物取引業者に売却する場合を除く。）	第 1 1 章 輸送の便に関する基準 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 11 号 政令第 24 条 40ha 以上の開発行為については、道路、鉄道等による輸送の便等を考慮し、特に必要があると認められる場合には、当該開発区域内に鉄道施設の用に供する土地を確保するなどの措置を講ずること。 第 1 2 章 申請者の資力・信用に関する基準 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 12 号 申請者に事業計画のとおり当該事業を遂行するための資金的能力があること、及び、過去の事業実績等から判断して誠実に許可条件等を遵守して当該事業を遂行することができることを確認し、その事業が中断されることなく、適正に完遂されることを確保するものである。 （１）対象開発行為 ①開発の目的が建築物の場合 I 非自己用のもの II 自己の居住の用に供するもの※ III 自己の業務の用に供するもの（1ha 以上、※1ha 未満） ※工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合 ②開発の目的が第一種特定工作物及び第二種特定工作物の場合 I 非自己用のもの II 自己の用に供するもの（1ha 以上、※1ha 未満） ※工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合 （２）資力・信用を判断するための許可申請書の添付書類 ①資金計画書（省令第 15 条第 4 号・第 16 条第 5 項） ②法人謄本（個人の場合は住民票）（複写可） ③前年度の法人税又は所得税に係る納税証明書（複写可） ④前年度の財務諸表 ⑤資金計画に係る自己資金・借入金に対する預金残高証明書・融資証明書（複写可） ⑥事業経歴書 ⑦申請者が次の(1)から(3)に掲げる者でないことの申告書 （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） （2）法人であって、その役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの （3）暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑧宅地分譲の場合：宅地建物取引業の免許証（許可申請者が一括して宅地建物取引業者に売却する場合を除く。）（複写可）	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
第 1 3 章 工事施行者の能力 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 13 号 工事施行者（許可申請者が施行する場合を含む。）は、開発行為に関するすべての工事を完成させるために必要な能力を有しなければならない。工事中の開発区域の内外の災害の防止、工事の難易度の高い斜面地や軟弱地盤地での適切な造成の確保、宅地分譲については譲受人の信頼の保持のためにも、特に工事施行者の能力判定は重要となる。 （1）対象開発行為 ①非自己用のもの ②1 h a 以上で開発の目的が自己の居住用、自己の業務用のもの - 116 - （2）工事施行者の能力を判断するための許可申請書の添付書類 ①法人謄本（個人の場合は住民票） ②建設業許可証明書（当該開発行為に関する工事の請負が可能であること。） ③事業経歴書 ④前年度の法人税又は所得税に係る納税証明書 - 117 -	第 1 3 章 工事施行者の能力 【関係法令】法第 33 条第 1 項第 13 号 工事施行者（許可申請者が施行する場合を含む。）は、開発行為に関するすべての工事を完成させるために必要な能力を有しなければならない。工事中の開発区域の内外の災害の防止、工事の難易度の高い斜面地や軟弱地盤地での適切な造成の確保、宅地分譲については譲受人の信頼の保持のためにも、特に工事施行者の能力判定は重要となる。 （1）対象開発行為 ①開発の目的が建築物の場合 I 非自己用のもの II 自己の居住の用に供するもの※ III 自己の業務の用に供するもの（1ha 以上、※1ha 未満） ※工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合 ②開発の目的が第一種特定工作物及び第二種特定工作物の場合 I 非自己用のもの II 自己の用に供するもの（1ha 以上、※1ha 未満） ※工事内容が盛土規制法の許可を要する規模の場合 （2）工事施行者の能力を判断するための許可申請書の添付書類 ①法人謄本（個人の場合は住民票）（複写可） ②建設業許可証明書（当該開発行為に関する工事の請負が可能であること。）（複写可） ③事業経歴書 ④前年度の法人税又は所得税に係る納税証明書（複写可） - 111 -	

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）

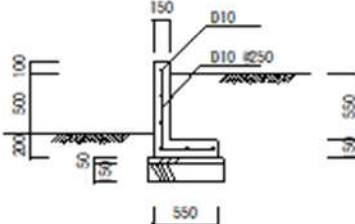
新（赤字：変更箇所）

備考欄

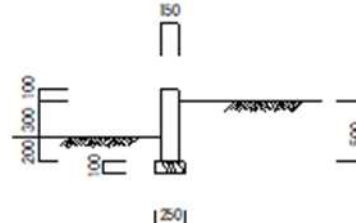
＜参考＞CB・見切工標準図

CB・見切工

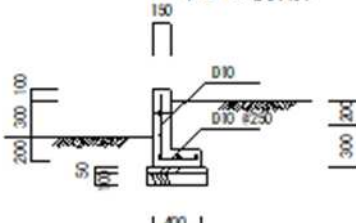
H=500以下



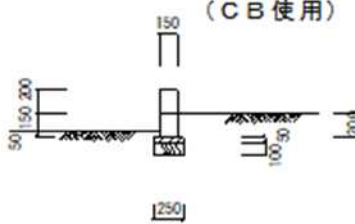
H=300以下



H=300以下
(CB使用)



H=150以下
(CB使用)



仕 様	
普通コンクリート	21-12-20(25)-H
鋼形鉄筋	S0295
表込め集石（又砂利）	厚20cm以上
基礎砕石（RC）	
不透透層はエンコート又は粘土厚	5cm以上
水抜きパイプ内径	5cm 1ヶ所/3m以上
エンコートのかぶり厚	は主筋から確保
縦とめ筋のピッチ	は1,000mm以下

L型擁壁、CB・見切工は、道路面・宅盤面から擁壁工の天端までの高さを H=10cm 以上設定すること

- 116 -

浜松市開発許可指導基準 新旧対照表（概要版）

旧（令和 5 年 10 月）（赤字：変更箇所 赤字+下線：削除）	新（赤字：変更箇所）	備考欄
浜松市開発許可指導基準 平成元年 7 月 1 日 施行 平成 17 年 7 月 1 日 改訂 平成 20 年 4 月 1 日 改訂 平成 21 年 4 月 1 日 改訂 平成 23 年 7 月 1 日 改訂 平成 24 年 10 月 1 日 改訂 平成 26 年 4 月 1 日 改訂 平成 30 年 4 月 1 日 改訂 令和 5 年 10 月 1 日 改訂 発行／浜松市 編集／浜松市土地政策課 〒430－8652 浜松市中央区元城町 103－2 TEL053－457－2373 FAX053－457－2601	浜松市開発許可指導基準 平成元年 7 月 1 日 施行 平成 17 年 7 月 1 日 改訂 平成 20 年 4 月 1 日 改訂 平成 21 年 4 月 1 日 改訂 平成 23 年 7 月 1 日 改訂 平成 24 年 10 月 1 日 改訂 平成 26 年 4 月 1 日 改訂 平成 30 年 4 月 1 日 改訂 令和 5 年 10 月 1 日 改訂 令和 7 年 5 月 26 日 改訂 発行／浜松市 編集／浜松市土地政策課 〒430－8652 浜松市中央区元城町 103－2 TEL053－457－2373 FAX050－3737－6815	